紀伊國名所圖會

一之卷上

和歌部

凡例

一 此書は專ら一國一覧に便あらんことを擬に然りといへ共国界封域の廣大なる名區佳境の繁多なる一擧しにく盡べきにあらず初篇には先名草海士の二郡および那賀郡の内貴志川の西を限りは根來山までを出せり行程の須細にいろては是を載といへども巡路の歴ところ眼涯の及際は叢祠茅舍といへども遺脱する事あることなし且往昔名草郡なりし紙のち海士に屬せるものありて地の廣狹均しからざれはあるひは一郡兩巻に亘るものあり其初に畧圖を出せば大牙縁界といへともおのぼから同下に瞭然なり

一 神社は都て延喜式神名帳を本とすれは上古より歴然なるはさらにも言ず前に盛にしく後に衰へたるも必に是を審にしばんはあらず況や當国は神代の遺址多く國策に載る所往々にしてありといへど中葉以後物兵燹に灰燼し幾ど

煙没して地をだに考へべからざるもの多かり其ハ山の名水の名田園の称呼或ハ里老の口碑までも交へ出て悉愚考を出し後人の捜索に便せんとあ正史を以て引證せり且郷里に勧請せるところの神祠といへども一村の生土神とするものハ其来由および四季の祭祀ハ至るまでくハしく是に載に

一 大社と称するもの大かたハ神代のむかしより建る所なり又大度の寺院のごとくに動ぜれハ千有餘年の星霜を経るものあり法れ共物ミな盛衰興廢なりて或ハ回禄に罹て荒蕪し騒乱によつて移変に沿革なれと不能見にあつて著に所の圖ハとぐく當今の景勝をもつて此に寫せり

一 地に廣狭ありて紙に大小なし故に地廣大なるものハ其所に随て細密なりしをもつて圖毎に人物に出せりその形の大小により其廣狭を想へべし

一 圖中間々人物の大図を出にものハ其地に関係る怪談奇話佛説おの生く古書にこゝろを交ふ児童の欠伸を慰せんが為なり

一 此挙や自ら経歴して履跡の及ぶ所大槩先哲の紀行を以て参考し更に校訂を加へ諸書に引證に其旧跡名勝古今移変するがごとくハ必研究せざれハ置ぬ事をもつて引書ハ日本紀を始め凡国典に載る所及び典故の管ある所ハ野史碑官といへども故て漁獵してこれに挙ざるなし和歌ハ代々の撰集詩賦ハ名家の文集其餘の連歌俳諧和歌の類に至まで皆其先人の集中より抄出せざるといふことなし神祠佛刹の起立ハ社司寺僧の記する所まさハ皇老田夫の作る所まで其実なるを撰ぐ是を挙ぐもし其妄談もつて凡俗を強ひ奇怪もつて愚昧を逐ひてがごとくハ勇てこれを取ることなしこれもつて神仏の空中に飛行し佛像の海中に出現せる類ひ十にして七八を省けり

紀伊國名所圖會卷之一目録

國号之事　三神木種を布かく圖　郡分之事　國君興敗之事
國産之事　名草郡之部
和歌山　男水門　片岡の里
刺田比古神社　八幡宮　氷川神　末社　稲荷神　井財天女
松生院　天満宮　春日神　神樂舎
廣沢池旧跡　藤井宮旧跡　珊瑚寺　大井泉
感應寺　國津輪坂　禪林寺　原見坂
塩道村　延命院　本久寺　普門寺
四方嵐穂蓼　菊本の里　菊本の橋　四方嵐松
おんぶ橋　名産麻地酒　岡東離宮　念誓寺
庚申堂　大橋　勅使橋　藤六町
代神樂　般若院　久成寺　多門院
五宮小路　大立寺　郭公堂

感應寺四路　納良瀬
乘源院　御材木町
林泉寺　向人が坪
萬精院　辻碑
崇賢寺　金毘羅權現
少彦名命　火焼大槌況　飛王槌況　祇園神
天王の表　八幡宮
徳勤津八幡宮　圓津神社
中野橋の宮　溜池
明見寺　大聖寺
千手院　安樂寺
傘師　親音寺
照光院　三部明神社
寺粮寺

[illegible]院　宣經寺
[illegible]が淵　長光寺
新源禪寺　法蓮寺
[illegible]　園福院
志摩神社　生国魂神　御相殿　天照皇太神　天満宮　稲荷神　大己貴命
猿田彦神社　弁財天母祠
古堤　傾城が淵
五郎の辻　阿弥陀寺
入願寺　法隆寺
浮橋寺　養光寺
[illegible]作驛　水牛池
柳の井　三階屋敷

石橋　雄の芝
[illegible]吉神社　天満宮　[illegible]　八幡宮　[illegible]
前嶋　[illegible]の表
八百万神　八雲神　中津宮神　[illegible]
雜加人合戦圖　[illegible]
[illegible]店魚市　[illegible]跳
萬町菜蔬市

高野寺　[illegible]　八幡宮　稲荷祠　金毘羅　阿利音神　弁財天祠
利益院　本[illegible]寺
[illegible]神社　[illegible]　天照太神　八幡宮　天満宮　金毘羅　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
恩[illegible]　[illegible]院

紀伊國名所圖會卷之壹之上

國号之事

當國いまゝ本国といへるは神代のむかし素戔嗚尊の子は五十猛命妹を大屋津姫命次は枇津姫命と号奉て凡此三神能本種を分布あらんなるが當國に渡坐て本によろしき国あればとて遂に當国に鎮るも座れ

以上日本紀神代巻にはる四〇五十猛命一に大屋比古神といへ名草郡山東荘伊太祁曽村にいこれ伊太祁曽神社是なり大屋津姫神社は同郡平田荘宇田森にあり都麻津比賣神社は同郡吉礼村にあり扨この三柱神の一を大屋比古一を大屋比賣一を枇津比賣と号奉ること材の用は是屋舎に造ることは主どれは大屋てふ御名は負なるべきまた枇といへも材はなるべき截断て端のあるものなれば それによるなる御名にして津はいふ助字なりかれば この三柱はいまなれ本の神なる所以の御名なり

其後人代となり元明天皇の御制に因て紀の音の韻の伊を添て定めしなり

和同六年の詔に畿内七道諸國の郡名着好字とはんえまして民部式に凡諸國部内郡里等名並に用二字必取嘉名ともはんえたり

万葉

城囲爾不止将往来妻社妻依来西根妻常言長柄　坂上忌寸人

日

玉連開巻惜怪夜矣袖可禮而一鴨将寐　柿本人麿


三神木種を
布ゝ図



家集 朝ぼらけ野辺のあとやさいそくまんいと成吹くる風にあらやく　柿本人麿

續古 伊勢しまやあらき濱辺のうらつゝひ紀の海かけてしる月新　法印良守

玉葉 きの海やなぎよりかゝる浦風に遠山たれて出る月かゝ　前大僧正道珠

夫木 紀の海に鯛引網の沖かけて安おとりしれるうちのかすか那　長笠内大臣

千首 きの海や春のしかに立つくまとき声と成し沖津志ら波　菅原高尹

新續古 春さむしなれ吹くの濱風にかとみもたてぬ紀路の雲山　柿中納言雅家

隣女 紀路の山梵にまかへ横雲にたちゆかへめる沖津白波　雅有

續家集 なるはがこ紀路の雲山とかしてあくる浦路にふまる山雪　頓阿法師

石清水 かゝるうゝる波白雲にへづつるかたかくいまや紀路の雲山　実量

柏玉 月にしる南の海の末まれくまちかくなりぬ紀路の雲山　後柏原院

雪玉 幾千里なるに霞のうかいてやひかけ成のこれ紀路の遠山　内大臣実隆

艸根 大廣ゆかや浦波さく春かけて百章かけあるさちのたゞ山　正徹

同 雪消て星の裏そたつ春の雲とるさちのとゞ也　仝

郡分之事

延喜式曰。紀伊国管郡七。曰伊都。曰那賀。曰名草。曰海部。曰在田。曰日高。曰牟婁○按どるに南國京畿を去ること遠かしこれ東北へ和河泉勢の四國に界に接し西南へ蒼海に濱ひ那縣劫る重嶺を隔てくる道を通じ河の水の流しく海に朝を山河の險溢魚塩の巻饒まことに天府の國といへべし

紀伊國のこゝろどもとよめる

家集 伊都 那賀 名草 海部 在田 日高 牟婁

いとかゝれ夜へなくさまれあまりけりとしてけれどもあまりけり　仲文

けうしてあまりけりとつけたるへ家集の傍註に海部を海紀里と注せりこれ續日本紀にもしかあるべきなりしかれ後人の誤なることあり

國君之事

神武天皇日向國より東征しく南に熊野にへてせたまひて後天下に一統たまへるとれ有功の臣を封しく神皇産靈命五世の孫天道根命を此土の國造といなしたまへ是則南西に國造と

置て温觴なり（國主のみくらくの祖祈安の系下に出せり○儀式に大政官曹司職家の為に所以なり條國は紀伊國主後あるは出せ國主ならば面目に今に連綿して國造）其後國主家漸く衰頽にならば遂に文治年間源二位將軍（頼朝公）惣追補使の職に奉し諸國に郡司莊司を置く天下の權柄に執しより一國一統の守護職あることなし然後の八莊司に始めて諸司に互に郷里を押領し各威權を振つて暴虐止時なく百姓其苦腦に堪ざるしが應永十五年足利義持西國を取て畠山尾張守滿家に賜滿家是によつて西國諸士郡大名の城に居してやゝ彼私妨をしづめしに永祿の初根來ちの虎徒にふたゝび國中を劫略し其勢ひ殆ど制せざるごとくなれば大山の始織田内府（信長公）西國に討入はじめて羽柴右閤（秀吉公）兵威をさうんにして自ら軍を以てしむけらを根來ちをうつて其巣穴に燬寺領社領の差別なく郷士の領地にいたるを悉くに是を沒收し終に一國に平定に至るに大和大納言秀長（和泉郡山に居城しく紀泉兩國七十万石を領に天正十九年三月廿日卒に大光院殿春岳宗榮と号ス）公命を奉じて和泉山以上のことに城を築くこれ則秀長が麾下の士桑山相模守重晴（のち剃髮して果報院といふ）の縄張する所にして同十五年より遂に桑山氏にて居に是西國和泉山に於て城郭に築の權輿なり其後秀長五年十月渉を左京左史西國を領して幸長ならば今第伯馬守長晟續て居城ありしが終に和五（己未）年かしこくも前亞相南龍大君御入國あらせられ勢紀兩國に領しなれば下民今に萬歳を唱へり（清妙納言枕草紙に○受領は紀伊守をいふ）

國産之事

○續日本紀曰和銅五（壬子）年秋七月（壬午）紀伊國及二十國始織綾錦○延喜式曰諸國貢蘇秀次紀伊國七壺云々○和名類聚鈔に曰田七千百九十八町五段百歩正公各十七万五千束本稲四十六万八千十八束雜稲十一万八千十八束○類聚國史に桓武天皇延

暦十九年四月三河國へ崑崙人綿実をもつて漂着にて其紀伝
六國に植しむ是日本に綿あるはじめなり中古より其種を造と
文祿年中かさゝゑて其種を作へて普く天下にしげると云へかく
まい綿の日本にはさゝりしは此國を始とする歟もとより木の實の
名に負て大凡地に生ずる程の木種は此國より良いなし梗楠
櫟樟のたぐひいさゝかもいはゞ五穀をはじめ諸ゆへ棉をよしとはて
をもつて紅女紡織の業日夜にひろまり毛綿總糸は諸國に
出たことは天下に窮なり

○諸書にえらる品類○毛綿○總糸○蜜柑○金柑○枇○乳
柑○青皮○陳皮○紫蘇○枳殻○山査子○黄連○和肉桂
○根皮○桂心○麥門冬 石川 ○小人參 ○疾藜子○荊芥
○小茴香○蟬退○蜂蜜 日高 ○蜜蠟○樟腦○槻○模○樟
板○榧木○椎木○杉 新宮 ○菖籠藤○箆竹○椿実○然也

炭 田辺 南郡 ○鉛○松煙 牟婁郡 日高郡 ○左平墨○藤白墨○岩茸 高也
○菩提子 ○古砂 ○剣菜 然也 ○傘紙○盆石 古屋谷 宮上
○根來椀○淡地椀 宮江 ○折敷○檜笠○拎杖○栃茗 田辺 ○
紙子 志丹 ○火打 新宮 ○弓 雅冥 秋川 ○孫六足袋 芳山 笹屋 ○紋羽織○松葉
傘 若山 ○忍冬酒 鷲 ○麻地酒 廣瀬 ○庭石 大崎 ○温石 白 ○
山藍 然也 小忌衣と染る艸 ○谷渉菜 然也 ○葵石 明智 ○姫黒石 姫浦 ○金
付石○菊名石○蘭 古今 青焼 ○中菊 吹上 ○奥津鯛○鰊○鰊○
鱗○鯛 今山 ○鰭 三猿 ○鰆 洲戸 ○鱗 松江 ○松魚 湊 ○鯉 然也 ○鯨 左地
古座 三輪崎 ○蕪骨○鯨油○魚油○信鱗魚○青鰒 然也 ○淺利貝
松江 ○鳥貝 荒濱 ○大蛤 串本 ○馬刀○烏帽子貝 白 ○蛎 玉津 ○鰑
巻地 ○蛇貝 長岩 ○馬貝○塩鰤 本本 ○海雲 姫津 ○かた和布○栄
和布 湯崎 ○海苔 妹背 浜士 ○鹿尾菜○荒布苔 然也 ○布苔○石蓮
菜○梅苔 三名 ○鶏冠菜○貝細工 田辺 ○砥石 秋子 ○浮石○

珊瑚樹 椿 ○玉鏡臺 玉浦 ○石柏 磯岬 ○石決 ○石芝 丸形多浜
○御綱葉 磯の岬 ○木蘂黄蘆 ○早蕨 南山 ○砂糖 白黒 ○湯淺醬油
○鯉 紀の川 ○鮸 ○鮎 ○塩 三菊日方 ○麥粉 宮崎 ○西瓜 布引 ○玄菜
凧あり ○水車 ○白箸 山地 ○揚梅 根來 ○青海苔 生田 ○氷餅 高野 ○粉川素麺 紀の川 ○陶器 名草焼 ○氷豆腐 ○畑仲 玄菜 細川 三浦
○以上二十一名草郡

江南ノ歌 十首之一

紡車繰罷理鑿雲街上階歌夜紛紛昨日東家
機小女誇人新製水綿裙

祇南海

名草郡

狂歌 ○紀の川の ○郡名の ○ゆかりの ○紀の川 ○紀伊國 ○紀の川 ○紀伊國 ○紀の川 ○紀伊國


神武皇帝
名所戸岡
伝しなまへ



に三日月とも若月とも云けるなりて志ぶべし○又云けるは志ぶむしろに若の里とつゞくに大伴姓は若草姓
おう紫邑あり若ふくとも云あれば若の訓の義よ似通ひて後人似ら射しでてかくよむなるべし若草
尤くのごとく清流縈くして一望ことごとく黒しこゝろうりぞたゞめりるとこゝ然るに中古刻
按の豪雄已が威権のおよぶ所は郡國押領せざることなく此地
久しく干戈の衝となりつゝ古産の荒益人烟の衰微殆どふるびて
興起しがたきに至れるに元和五年
國祖南龍賢君御入國のうしぶめ當地に御居城なりしに太ふ
田中と綏安ふしく旧名ふよりつゝ宮城あらため和歌山といふし
なりしより以來衛士の第宅魚鱗のごとく商賈の廛居大
開の事ぬきより海陸に便あるに交易の運送自由なりて此地
の繁花なる國初より未曾有と皆なりしかば葛城の
嶺聳へ角へ茂白の御坂に若しして山川のたゞ爾ひ雲ぼ一勝
景なりしかばいへとなし

春暮遊城西

四望烟霞地。孤亭水木清。尋雲躋曲榭。披樹指層城。
大吹源頭客。鶯和谷裏聲。行歌想泉石。散步遣
簪纓。行必求儔侶。宛然鶯鶴情

男水門 雄水門また遠湊ともいへり皆同じ ○今の湊は元弘年間の津浪にて出来たりしなり其他は紀の川名州の河口の方へ流れ出る
安原荘のあたりに入江ありしなり其他は今もの迫不材くにいへしの浦濱の
名のみ残れるところ所々にあり又中古は葛城の麓を西へ流れしともいふなり

○此地生者は茅渟山城水門又は山の水門ともいふよし
日本書紀にいはく神武天皇東征して浪速の国より
持津國 難波をいふ 経由して白肩津 和泉国大鳥郡下鉦村の地をいふ に泊たまひしに鳥
見長髓彦軍と與して待向ひ戦ふ時に天皇の兄五瀬命長
髓彦が毒矢に御手負給ふ南方
紀國に回幸ましまして御手の血を洗給ふ故に名づけて血沼海
今は其處を血沼海上古は拷沼紀の三國に亘りて血沼海のことなり
に海國茅渟山城水門 郡男水門の旧名 にあり玉ひしに御手の矢

遠湊

多枕

庁岡の里

此地ハ筑紫の国府の在し地なり 景行紀に 十八年夏六月 遣二五瀬命一令レ撃二熊襲一 時五瀬命矢瘡痛甚 乃撫レ剣雄誥曰 何丈夫之 被レ傷二於賊手一 不レ報而死 豈非二恥乎一 時人号二其処一曰二男水門一 是也 とぞ 又 仲哀紀に 九年春二月 到二筑紫一 橿日宮に居す 冬十月 熊襲叛之 天皇親伐レ之 とあり 又 神功紀に 摂政元年二月 皇后欲レ征二新羅一 則命二武内宿禰一 令レ撫二琴 而皇后託レ神 誥之曰 西方有二国 金銀彩色之多在二其国一 吾今帰二神之教一 将レ授二其国一 とあり 又 同紀に 摂政前紀 仲哀天皇九年春二月 天皇将レ伐二熊襲一 とあり 又 同紀に 摂政元年 皇后還二至筑紫一 生二誉田天皇一 とあり 又 同紀に 摂政三年秋九月 皇后与二武内宿禰一 将レ伐二忍熊王一 到二斗賀一 而respect二務神祇一 とあり 又 同紀に 摂政摂二行天下一 七年秋九月 皇后欲レ伐二新羅一 とあり 又 同紀に 摂政六十九年夏四月 皇后崩二于稚桜宮一 とあり 又 同紀に 摂政六十九年秋九月 葬二于狭城楯列陵一 とあり 又 同紀に 摂政六十九年冬十月 皇后之喪 合葬二于狭城楯列陵一 とあり 又 応神紀に 応神天皇 誕生 とあり 又 同紀に 応神天皇 即位 とあり 又 同紀に 応神天皇 崩 とあり 又 仁徳紀に 仁徳天皇 即位 とあり 又 同紀に 仁徳天皇 崩 とあり 又 履中紀に 履中天皇 即位 とあり 又 同紀に 履中天皇 崩 とあり 又 反正紀に 反正天皇 即位 とあり 又 同紀に 反正天皇 崩 とあり 又 允恭紀に 允恭天皇 即位 とあり 又 同紀に 允恭天皇 崩 とあり 又 安康紀に 安康天皇 即位 とあり 又 同紀に 安康天皇 崩 とあり 又 雄略紀に 雄略天皇 即位 とあり 又 同紀に 雄略天皇 崩 とあり 又 清寧紀に 清寧天皇 即位 とあり 又 同紀に 清寧天皇 崩 とあり 又 顕宗紀に 顕宗天皇 即位 とあり 又 同紀に 顕宗天皇 崩 とあり 又 仁賢紀に 仁賢天皇 即位 とあり 又 同紀に 仁賢天皇 崩 とあり 又 武烈紀に 武烈天皇 即位 とあり 又 同紀に 武烈天皇 崩 とあり 又 継体紀に 継体天皇 即位 とあり 又 同紀に 継体天皇 崩 とあり 又 安閑紀に 安閑天皇 即位 とあり 又 同紀に 安閑天皇 崩 とあり 又 宣化紀に 宣化天皇 即位 とあり 又 同紀に 宣化天皇 崩 とあり 又 欽明紀に 欽明天皇 即位 とあり 又 同紀に 欽明天皇 崩 とあり 又 敏達紀に 敏達天皇 即位 とあり 又 同紀に 敏達天皇 崩 とあり 又 用明紀に 用明天皇 即位 とあり 又 同紀に 用明天皇 崩 とあり 又 崇峻紀に 崇峻天皇 即位 とあり 又 同紀に 崇峻天皇 崩 とあり 又 推古紀に 推古天皇 即位 とあり 又 同紀に 推古天皇 崩 とあり 又 舒明紀に 舒明天皇 即位 とあり 又 同紀に 舒明天皇 崩 とあり 又 皇極紀に 皇極天皇 即位 とあり 又 同紀に 皇極天皇 崩 とあり 又 孝徳紀に 孝徳天皇 即位 とあり 又 同紀に 孝徳天皇 崩 とあり 又 斉明紀に 斉明天皇 即位 とあり 又 同紀に 斉明天皇 崩 とあり 又 天智紀に 天智天皇 即位 とあり 又 同紀に 天智天皇 崩 とあり 又 弘文紀に 弘文天皇 即位 とあり 又 同紀に 弘文天皇 崩 とあり 又 天武紀に 天武天皇 即位 とあり 又 同紀に 天武天皇 崩 とあり 又 持統紀に 持統天皇 即位 とあり 又 同紀に 持統天皇 崩 とあり 又 文武紀に 文武天皇 即位 とあり 又 同紀に 文武天皇 崩 とあり 又 元正紀に 元正天皇 即位 とあり 又 同紀に 元正天皇 崩 とあり 又 聖武紀に 聖武天皇 即位 とあり 又 同紀に 聖武天皇 崩 とあり 又 孝謙紀に 孝謙天皇 即位 とあり 又 同紀に 孝謙天皇 崩 とあり 又 淳仁紀に 淳仁天皇 即位 とあり 又 同紀に 淳仁天皇 崩 とあり 又 称徳紀に 称徳天皇 即位 とあり 又 同紀に 称徳天皇 崩 とあり 又 光仁紀に 光仁天皇 即位 とあり 又 同紀に 光仁天皇 崩 とあり 又 桓武紀に 桓武天皇 即位 とあり 又 同紀に 桓武天皇 崩 とあり 又 平城紀に 平城天皇 即位 とあり 又 同紀に 平城天皇 崩 とあり 又 嵯峨紀に 嵯峨天皇 即位 とあり 又 同紀に 嵯峨天皇 崩 とあり 又 淳和紀に 淳和天皇 即位 とあり 又 同紀に 淳和天皇 崩 とあり 又 仁明紀に 仁明天皇 即位 とあり 又 同紀に 仁明天皇 崩 とあり 又 文徳紀に 文徳天皇 即位 とあり 又 同紀に 文徳天皇 崩 とあり 又 清和紀に 清和天皇 即位 とあり 又 同紀に 清和天皇 崩 とあり 又 陽成紀に 陽成天皇 即位 とあり 又 同紀に 陽成天皇 崩 とあり 又 光孝紀に 光孝天皇 即位 とあり 又 同紀に 光孝天皇 崩 とあり 又 宇多紀に 宇多天皇 即位 とあり 又 同紀に 宇多天皇 崩 とあり 又 醍醐紀に 醍醐天皇 即位 とあり 又 同紀に 醍醐天皇 崩 とあり 又 朱雀紀に 朱雀天皇 即位 とあり 又 同紀に 朱雀天皇 崩 とあり 又 村上紀に 村上天皇 即位 とあり 又 同紀に 村上天皇 崩 とあり 又 冷泉紀に 冷泉天皇 即位 とあり 又 同紀に 冷泉天皇 崩 とあり 又 円融紀に 円融天皇 即位 とあり 又 同紀に 円融天皇 崩 とあり 又 花山紀に 花山天皇 即位 とあり 又 同紀に 花山天皇 崩 とあり 又 一条紀に 一条天皇 即位 とあり 又 同紀に 一条天皇 崩 とあり 又 三条紀に 三条天皇 即位 とあり 又 同紀に 三条天皇 崩 とあり 又 後一条紀に 後一条天皇 即位 とあり 又 同紀に 後一条天皇 崩 とあり 又 後朱雀紀に 後朱雀天皇 即位 とあり 又 同紀に 後朱雀天皇 崩 とあり 又 後冷泉紀に 後冷泉天皇 即位 とあり 又 同紀に 後冷泉天皇 崩 とあり 又 後三条紀に 後三条天皇 即位 とあり 又 同紀に 後三条天皇 崩 とあり 又 白河紀に 白河天皇 即位 とあり 又 同紀に 白河天皇 崩 とあり 又 堀河紀に 堀河天皇 即位 とあり 又 同紀に 堀河天皇 崩 とあり 又 鳥羽紀に 鳥羽天皇 即位 とあり 又 同紀に 鳥羽天皇 崩 とあり 又 崇徳紀に 崇徳天皇 即位 とあり 又 同紀に 崇徳天皇 崩 とあり 又 近衛紀に 近衛天皇 即位 とあり 又 同紀に 近衛天皇 崩 とあり 又 後白河紀に 後白河天皇 即位 とあり 又 同紀に 後白河天皇 崩 とあり 又 二条紀に 二条天皇 即位 とあり 又 同紀に 二条天皇 崩 とあり 又 六条紀に 六条天皇 即位 とあり 又 同紀に 六条天皇 崩 とあり 又 高倉紀に 高倉天皇 即位 とあり 又 同紀に 高倉天皇 崩 とあり 又 安徳紀に 安徳天皇 即位 とあり 又 同紀に 安徳天皇 崩 とあり 又 後鳥羽紀に 後鳥羽天皇 即位 とあり 又 同紀に 後鳥羽天皇 崩 とあり 又 土御門紀に 土御門天皇 即位 とあり 又 同紀に 土御門天皇 崩 とあり 又 順徳紀に 順徳天皇 即位 とあり 又 同紀に 順徳天皇 崩 とあり 又 仲恭紀に 仲恭天皇 即位 とあり 又 同紀に 仲恭天皇 崩 とあり 又 後堀河紀に 後堀河天皇 即位 とあり 又 同紀に 後堀河天皇 崩 とあり 又 四条紀に 四条天皇 即位 とあり 又 同紀に 四条天皇 崩 とあり 又 後嵯峨紀に 後嵯峨天皇 即位 とあり 又 同紀に 後嵯峨天皇 崩 とあり 又 後深草紀に 後深草天皇 即位 とあり 又 同紀に 後深草天皇 崩 とあり 又 亀山紀に 亀山天皇 即位 とあり 又 同紀に 亀山天皇 崩 とあり 又 後宇多紀に 後宇多天皇 即位 とあり 又 同紀に 後宇多天皇 崩 とあり 又 伏見紀に 伏見天皇 即位 とあり 又 同紀に 伏見天皇 崩 とあり 又 後伏見紀に 後伏見天皇 即位 とあり 又 同紀に 後伏見天皇 崩 とあり 又 後二条紀に 後二条天皇 即位 とあり 又 同紀に 後二条天皇 崩 とあり 又 花園紀に 花園天皇 即位 とあり 又 同紀に 花園天皇 崩 とあり 又 後醍醐紀に 後醍醐天皇 即位 とあり 又 同紀に 後醍醐天皇 崩 とあり 又 光厳紀に 光厳天皇 即位 とあり 又 同紀に 光厳天皇 崩 とあり 又 光明紀に 光明天皇 即位 とあり 又 同紀に 光明天皇 崩 とあり 又 崇光紀に 崇光天皇 即位 とあり 又 同紀に 崇光天皇 崩 とあり 又 後光厳紀に 後光厳天皇 即位 とあり 又 同紀に 後光厳天皇 崩 とあり 又 後円融紀に 後円融天皇 即位 とあり 又 同紀に 後円融天皇 崩 とあり 又 後小松紀に 後小松天皇 即位 とあり 又 同紀に 後小松天皇 崩 とあり 又 称光紀に 称光天皇 即位 とあり 又 同紀に 称光天皇 崩 とあり 又 後花園紀に 後花園天皇 即位 とあり 又 同紀に 後花園天皇 崩 とあり 又 後土御門紀に 後土御門天皇 即位 とあり 又 同紀に 後土御門天皇 崩 とあり 又 後柏原紀に 後柏原天皇 即位 とあり 又 同紀に 後柏原天皇 崩 とあり 又 後奈良紀に 後奈良天皇 即位 とあり 又 同紀に 後奈良天皇 崩 とあり 又 正親町紀に 正親町天皇 即位 とあり 又 同紀に 正親町天皇 崩 とあり 又 後陽成紀に 後陽成天皇 即位 とあり 又 同紀に 後陽成天皇 崩 とあり 又 後水尾紀に 後水尾天皇 即位 とあり 又 同紀に 後水尾天皇 崩 とあり 又 明正紀に 明正天皇 即位 とあり 又 同紀に 明正天皇 崩 とあり 又 後光明紀に 後光明天皇 即位 とあり 又 同紀に 後光明天皇 崩 とあり 又 後西紀に 後西天皇 即位 とあり 又 同紀に 後西天皇 崩 とあり 又 霊元紀に 霊元天皇 即位 とあり 又 同紀に 霊元天皇 崩 とあり 又 東山紀に 東山天皇 即位 とあり 又 同紀に 東山天皇 崩 とあり 又 中御門紀に 中御門天皇 即位 とあり 又 同紀に 中御門天皇 崩 とあり 又 桜町紀に 桜町天皇 即位 とあり 又 同紀に 桜町天皇 崩 とあり 又 桃園紀に 桃園天皇 即位 とあり 又 同紀に 桃園天皇 崩 とあり 又 後桜町紀に 後桜町天皇 即位 とあり 又 同紀に 後桜町天皇 崩 とあり 又 後桃園紀に 後桃園天皇 即位 とあり 又 同紀に 後桃園天皇 崩 とあり 又 光格紀に 光格天皇 即位 とあり 又 同紀に 光格天皇 崩 とあり 又 仁孝紀に 仁孝天皇 即位 とあり 又 同紀に 仁孝天皇 崩 とあり 又 孝明紀に 孝明天皇 即位 とあり 又 同紀に 孝明天皇 崩 とあり 又 明治紀に 明治天皇 即位 とあり 又 同紀に 明治天皇 崩 とあり 又 大正紀に 大正天皇 即位 とあり 又 同紀に 大正天皇 崩 とあり 又 昭和紀に 昭和天皇 即位 とあり 又 同紀に 昭和天皇 崩 とあり 又 今上紀に 今上天皇 即位 とあり 又 同紀に 今上天皇 崩 とあり 又 皇統紀に 皇統 とあり 又 皇統紀に 皇統 とあり 又 皇統紀に 皇統

聞ゆめまで。里老性性にして。当社を刺田比古神社と号する
ことは信ぶるものあまべさらに旧記に続く考ふるに。續日本紀
に聖武天皇神亀元年。冬十月辛卯。天皇幸紀伊國云々戊戌
造離宮於岡東云々壬寅賜造離宮司及紀伊國國司郡司并行
宮の側近。高年七十以上祿各有差。百姓今年調庸。名艸。海
部。二郡田租咸免之云々とあるえたり。されば其岡東の地といへるは
則この岳の谷なるまは離宮の址にはたしあるひはかしこゝく是
を表し。祿を賜ひ田租は免賜へる所は其恩を忘れざらん
がゝめに。或は祠は建たんと。預て岡の宮としも称し来れる
にもあるべし。しかるを星霜を歩にしてか衛頽廃しかゝるに数
度の兵乱に。社頭もむなしくなり果て。唯宮地といへるのこ
ぞのこりしあらんを。其後廣瀬所に立るし九頭大明神の祠を
按ひしなり。これ何の神をまつりまると知るべからざれども。其九頭と

いへるは。廣瀬所の郭外に國津輪といへる里ありて。今も当社は
さして其里の生土神とせれば。将こまにはよりけるにか。巻安年中
國祖君より寄附ひしめたまへ所の石燈籠にも。九頭大明神社
とは記さしめ給へり。又当郷松生院の寺記にも。究文のころまぞ
当社の別当職にして。別当ところは九頭大明神にて也と。
其所の神发惟一神道といへるを称して。別当を除き神号をも
あらためて刺田比古神社。又は國主神社ともなせるよしあるべし。
是は其ものゝ。其これの神官なるもの唯漢学の心は有しとて
皇國訓には甚も深からしなるべし。それ佐豆彦が後裔こゝに居
ひしといふことのあるより。即て其を担と。國主神（此神の名を大己貴大国
とのこゝ思へる得りなり）
（其地に於て經營の功あるを國主の神或は大國主神といふなり）と云ふまるよしにとりけり。國主の二字を
攻受とも訓るよしにこゝろへて。佐豆彦が後裔のこゝに采邑する
ものを攻受神と称し。かくは附會ひしものゝ國を攻とするは

訓なり。主は受とはるものは異音なり。訓と音とを合せ訓ことは。
俗人もて湯桶訓とて口ざるをまして正しき神の御名に家にし
むべきんや。ものとより九頭と改受は頭受の假名さへ遠へるをや。去なが
刺田比古神社は式の神名帳にも見えて久しく鎮ける社号なれば
いかしてより其名なる神は洋に口ざれば其説まして區々なり。近來鎮
屋大人の古事記傳 巻の十の二十九丁 大屋毘古神のことは説る条に。名草
郡の刺田比古神社は刺國大神には由なれば。りや田の字は國の字
の誤にあらばや。とうたがへり。此説最さもあるべし。刺國大神は則
大己貴命乃び五十猛命。大屋津姫命柧津姫命などの母神
刺國若比賣の父神なるまばこの神にがへあれば外祖父神にして。
此國にしづまりはさんも理なるべきや。まして彼大己貴命が稲羽の
八上比賣は婚なまふことは。兄の八十神にも一所滅ましまひし。
其祖神これは木國の大屋毘古神 五十猛命の別名之 の御許に遁遣給

とあれば大國主神 大己貴命の別名之 の此國にしづまりはせるとはもとよりさ
もあるべし。鎮座の祖神社の条にいふべし。此は國主は改受
といふ訛訓はもし。後に其よりいひ傳へたるか。それは大己貴命の
ことにして刺田彦にあらざるを急ぐにありうくまちくなりと
いへども早竟いかにといふに當社は初にいふる岡の宮を甚も
古く傳へたる名なるまし九頭大明神といふは何の神なることは
しらねども後にうけつまりまゐる所の今の神にして其刺田比古
神社とよべるは刺國大神を誤てるなるかも未だ考へ得ず
なまふといふことは年久しきことなれば今は考へずに近世
有廟の御時御生大神にましましまはしより社領を寄たまひ御崇
敬他に異なるまば神威四方にかやれ歳時の祭禮おごそかに申
乙の宮人たちに社領の貴賤の諸人ここに袖をはらねたり
花頃や雲も和ぬれの八重さくら

鬼貫

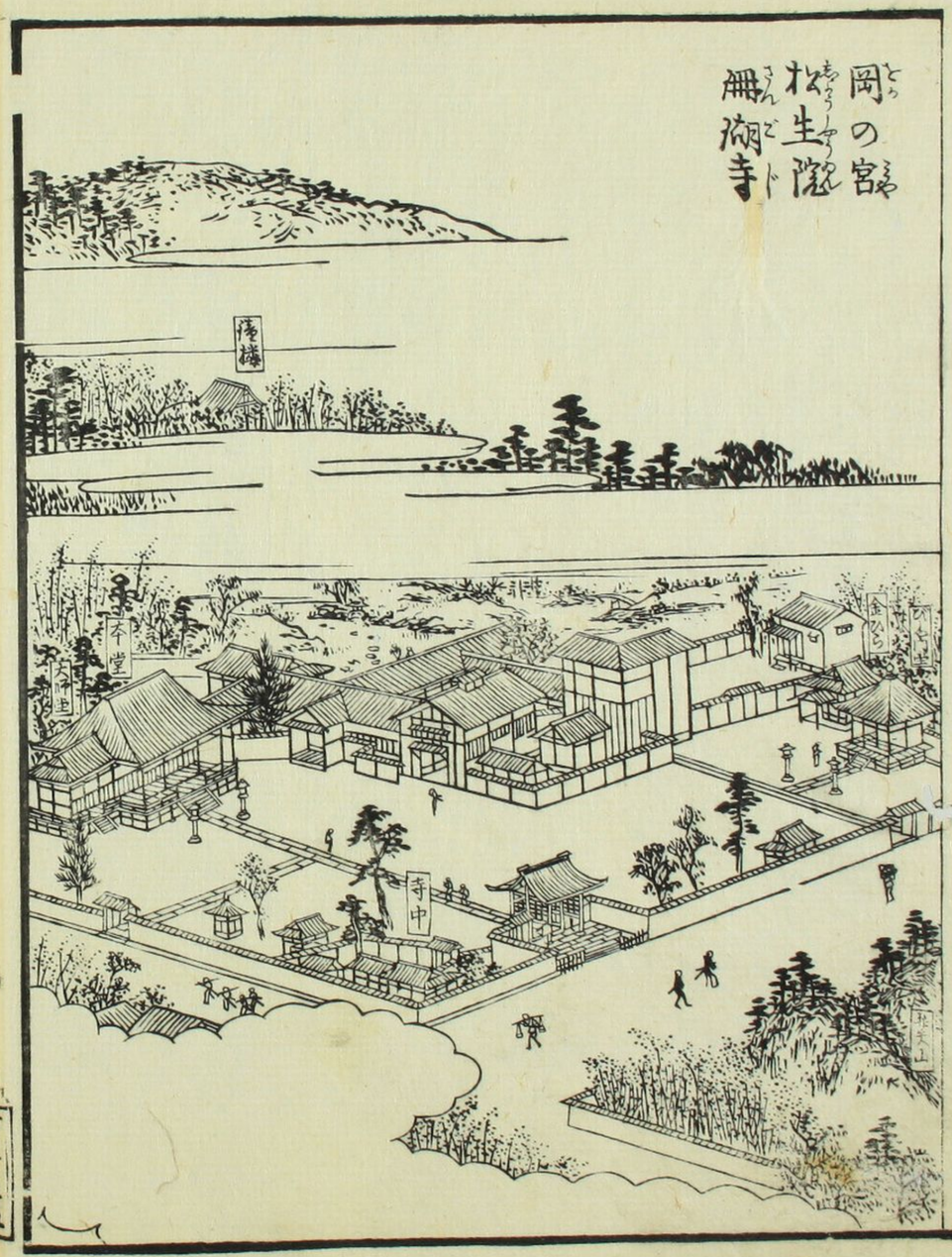
岡の宮
松生院
冊湖寺
本堂
寺中

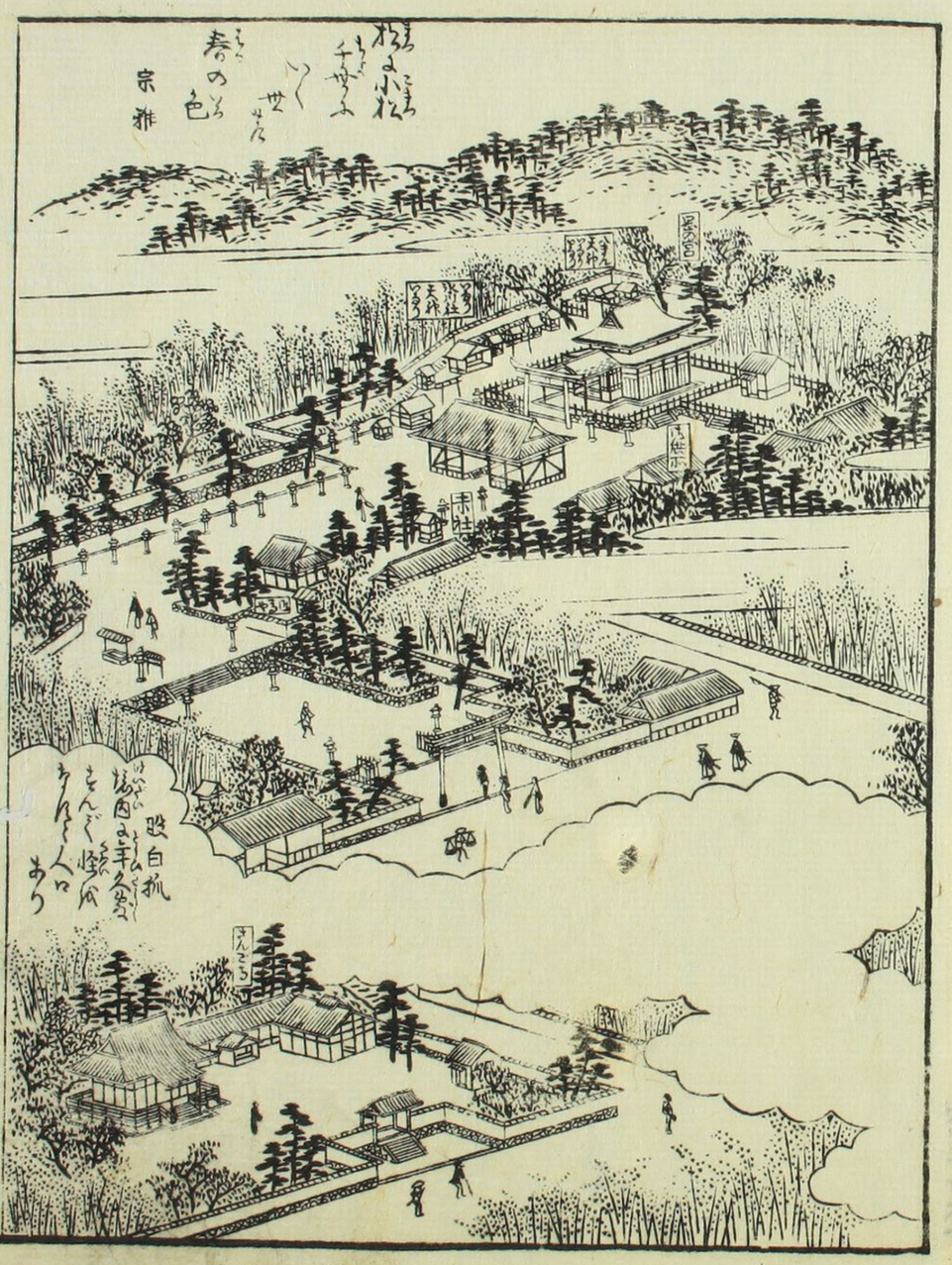
松は小松
千世ふ
いく
世
春の
色
宗雅
吹白狐
諸国に年久
しくて怪成
あれど人口
あり

向陽山松生院蘆辺寺 是の谷にあり其言宗古義山科勅願寺に属に 本尊不動明王 丈六寸 智

澄大師の作 脇士愛染明王 弘法大師の作 同十一面観世音 理源大師の作

此本尊は世に嵐寒の不動と称し[illegible]

[illegible]

大師堂 弘法大師自作の尊像を安置[illegible]

[illegible]

鎮守社 [illegible]

神社 [illegible]

當寺は[illegible]讃召八島檀浦洲崎に立りしが仁明天皇承和九年のころ

智證大師密法修行のおりから不動明王化現しく奥旨はさぞ[illegible]

たまひしかば大師随喜の涙口にあへば長く恩徳を報ひんため

自ら一躰の尊像を彫刻ある是ぞ本尊に安置ところの霊像と

ぬかしかば大師の御父宅成君 諸書は那河郡の人姓は和氏は丹佐伯氏は弘法大師の外甥なり 喜拾乃

大功徳を興しく本尊仏盛は造立ちる事 本尊の[illegible]

其後清和天皇貞観七年大師は綸旨をなされ内裏に於て

御灌頂あらせたまふ[illegible]本尊の霊[illegible]不可思議なるよし叡

聞既に[illegible]乃藤僕射良相卿に命じて王城鎮護乃

勅願として[illegible]寺とは[illegible]かて星霜数度にて

後ち羽天皇元暦二年平候西海に沉没ひるころ尚ちもとのに兵

燹のために焦土となんぬ志うとしへども本堂および霊像は不

思議にまぬがれ[illegible]既に合戦[illegible]源家訛欲を奏

する日大将軍左丈判官九郎義経今度のたゞひに多くの

在家寺院は焼亡ひしことを悔ひ [illegible]

たちへいかぐたるぞくひたまへばしろしめされねいしを無ちよあさぬはいしかひていとはいくがと
しぬとの弱は馬のふとぞらもはかりいはだとかはかたのきうぬさはよさんだそとしかせよやとてこうねの
ぞいけよ火ばかりけく心しぬのしろへぞよせられけるとくるべし
このとたの火よ遊ぶも焼失せしなるべし
纔よのこれる僧侶をまねき
ふたゝび僧坊は建立ありて雲洞をかたはらに存せり乾元元年
秋八月本尊不動明王の霊告あらく遊ぶ和尚芦辺のうち
今の八百尺漢
ぢの急なり
に堂宇を後し今の寺号にあらたむ尋で雲山の兵
乱よしばらく名州郡山東の荘黒岩村にうつりしが浅野紀
伊守幸長入国のことなり當所に轉移しく竟也上人を中興
の開祖とは
什賓水月観世音
佐藤三郎兵衛次信が守本尊にして陽岡石の安那刻なり作
しれぞ此観世音の遊ぶは佐藤にする由縁はそのかゝ僧坊は八
遂しかは判官ふくこれとあらしてしたるべきたるべきたるにおくらく葬式をとり行はしめんとあり
しかと軍中棺槨のぞを持ちるは便りなく且たきあたりは放火してしたるとても今さ
ちしかば遊ぶの僧侶は余じ焼のこりたる本堂のとびらは次信が骸をとりのせく年横
ちはのあたりは葬ひしめ後に供養いとねんごろなりしが其とは此観世音は遊ぶ
寺附せられしところなりと云
宗家おのこり光十一次信さいごの腹は判官は次信を陣のうしろへかは入させいてさる
ようとんでとり手はとりていかし光なるこ所を別とのうへは今はかうにこそいへこの世は

わりひとくこれなれかとのうへは別よ行ひとう思ひとはいべきこれいへども君の御世はつて
らせたまへを見集ひ見にして死ひしを心よかりまいへさいつては弓矢とりはうたはの矢はあらつてあるは
ことりとよう行ける所にてこそいへなるんぼく源平の御うつせんは奥州の佐藤三郎兵衛次信
とはいはんものさぬれのくは八しぬのいそはく主の御命はうちうちこれたりなど出代まそのもの
ぐちはかきれんこと今生の面目めいどのわりひ出はくいへして只よそうはぞよろうる判ぐらんを
なけさものふるれどもおまうにあらはれまいひいくよろひの袖とうかはをしあてさめぐ
とぞなりはまるりし此辺はこゝろとは僧のありやとてなつ出させ手負のなどいまあいは
一日後書くとつくひ出ひとて思きこゝろのふとうなくましたはよいくらおひくらの僧はぞ
さびはなる此ごろは判官五位のぞうはなりましとは是とも五位はなしてを夫くらと
ようはれし馬なりしく
次信換棺之扉芦辺寺釜
五所たゝ作りて芦辺寺
といふ後あり
藤井の宮舊跡
まいうつかはしたりはたへたり今府城のこゝろに兵衛次信といふ
あり其あらうとのうへを又同書はたへたる他は大井戸町のあたり
なる所近き池其辺りの田畑なりしに下は一面は芦薦なんどの根株いくらともなく布きそう
といふまたこ廣州の西のうたなる地をふくかれはこれとも芦の根は出たといへばいかさぬはも大
なる地といふ此ごろ
うつかはしたりしの意はを
藤井の宮おかはいなるいはれのあとりは五えふりしきたりあるは
嚴
五葉
はにのぞこたるはおりしろき夜木とはかくて只今さうり
なり木のしたの砂をしさなることうるはしきの木根なんど地の
うへはうるはしうまれ檜皮のおとくこたてりめくりは夜うれる五葉
殿
建

あぐてなくらゝく

茂の玄深くるゐも陰かいる

仙境ム珊湖寺　大牙戸田の西のほとりにあり　導師　李弓記世音

曹洞流尾州一源寺ノ屬ル　敦賀のまく

鎮守社稲荷神祠

あまたの田村にありて三ケ所ともに

て善摂院ノ中興の元祖南陽和尚ノ開山ニて寺号と珊湖ちくいあくこの号

山号おのづからくく什物ともに寺院ノ累報院の石碑ありまくあるのうゝろの

大牙泉　大牙戸田にあり　飲めば

廣澤池田地　日西のあるの田畑にいたるまで地名もまた

のこるの隆人雅客の服と

倉浜素田のたゝ人田のまくく懐旧の

山家　れのつゝ酌やくくこゝまもちく他よ笠の花ぶよろ　西行

艸根　紀のつゝの浪よにくゐ廣沢も月のつゝるゝの陽もほ　正徹

蓮地涼雨

玉敷荷風起瑤池行雨飛。裙飄越溪女。機混洛川妃香これ

倉涼遠葉心轉露微軽雫無定所。新月透紅衣

國津輪坂　車坂とゐゝ式内熊野神社ノ幸ノ道ニて

南嶽山禅林寺　俗称京都妙心寺ノ屬ル

本尊釋迦如來　高サ一尺五寸　脇侍の作

常山の古剣にて草創の年紀もつゞく

提訂ぶくあらゝゞくゝ荒廃よりびしを寛永八年

國祖君　夾山和尚ゐ命しくく再建あるゐ境内寺領ハ御寄

附をしうるしくく長く布金の地ともなりぬ

泉見坂

雑木ゝゐの田園畔のうちふ雑

野禽たちの飛ぶ様よう南の五ゝ

禅林寺の門前ゝ

ゐ

ゐ

ゐ



陪遊大智寺賦得仙人爺

中例

谷口烟霞歳月深洞門何處好逢尋白雲尚恐
羽衣色満壑松濤作鳳吟

常住山感應寺 原見坂南にあり法華宗身延流の大廈なり 本堂 圓祖山 南龍公の御造営にして南の東照神君の御神祠を安しまふ

高祖日蓮大士の金骨寶塔 殿内に安置れ 鎮守七面大明神祠 本堂の南にあり

三十番神祠 東の山にあり圓祖御母公御造立あらせたまふ所なり 南龍公の 鐘樓 西の山にあり是又養珠尼公加賀に詩頭清正公十七回忌追福のために御造立あらせたまふ所にして後に菅原の國時これにはせんれ

經藏 練衛庫の部に僧撲堂の筆なり 千佛閣 安置の像は中正日護師の作

本地院殿寢廟 後口の山に在 位牌堂 本尊立像の釈迦佛は恵心僧都の作にけ三尺余

子院九區 正若院 一平坊 教林院 正教坊 本行院 久成坊 釈行坊 学妙坊 是心院

支當山は原古刹にして鎮州富嶽のふりくれ立て瀧泉寺といふ
密宗の蘭若なりしが文永のころ高祖日蓮大菩薩甲州身
延山に隠棲なりしたまふ折から彼瀧泉寺に五人の龍象ありて
後ち祖の弟となりてをのく名はあらため日考日矢
日禅 釈氣 蓮海と称せしはこの五人のともがらなり 高祖の宗風をうけ
がひ一時ある祖の幽栖にいたり真言亡國の説を難詰するに捷對

水の流るゝがごとく言下に煥然なりしかば五子皆感服になれば法
衣を更めて縁に從弟となる其後弘安年中瀧泉寺の檀
流某甲なるもの同じく延嶽に登りて教化は稟く帰依の
心あるとしばして頻に高祖を屈請にとゝへども高祖ゆへ所ありて
これに應ぜれてゝ御住に日向ある者をして住しめらるこまた
則瀧泉寺改宗の始祖なり尓しかれ以外兵燹著にして殆ど
頽廢におよびしが明意年中若越刑部なるもの深く一乗の
妙法を信じ亡父のために一箇の梵宇を建創せんことは発願
則延嶽の日朝なる者にこれはたゞうる者のいはく新にこれは営
むに古れを修せるの易れは志がれ我國鎮河國瀧泉寺はいはゆ
後に廃壊におよびしかども元是ある祖の宗風に後頃の雲法
なれば舊趾によつて是は再興なるべしとありしに刑部教
にしたがひ遂に瀧泉寺は再建し亡父の法諱をとつて号と

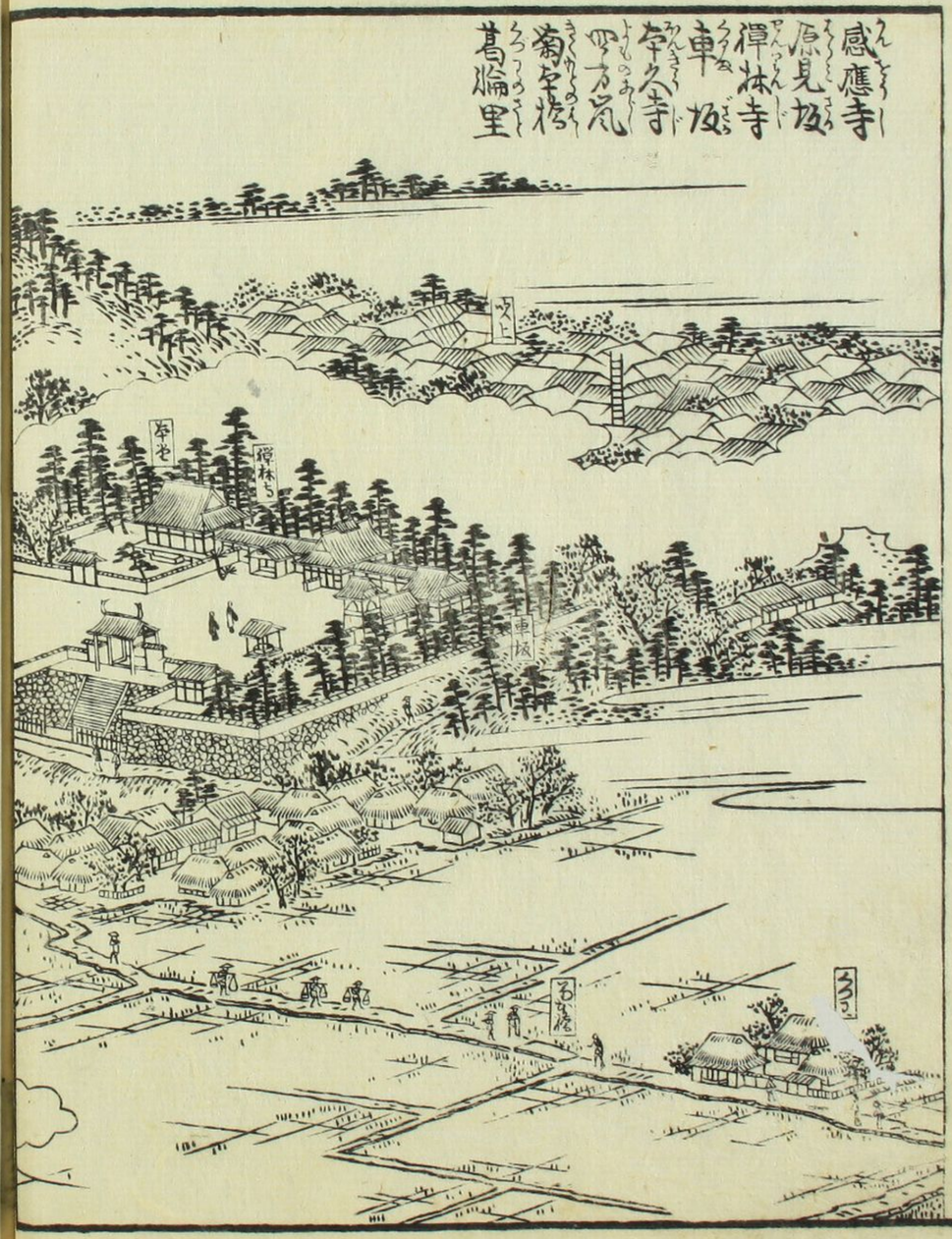
感應寺
原見坂
禪林寺
車坂
牟久寺
四方嵐
菊牟橋
葛倫里

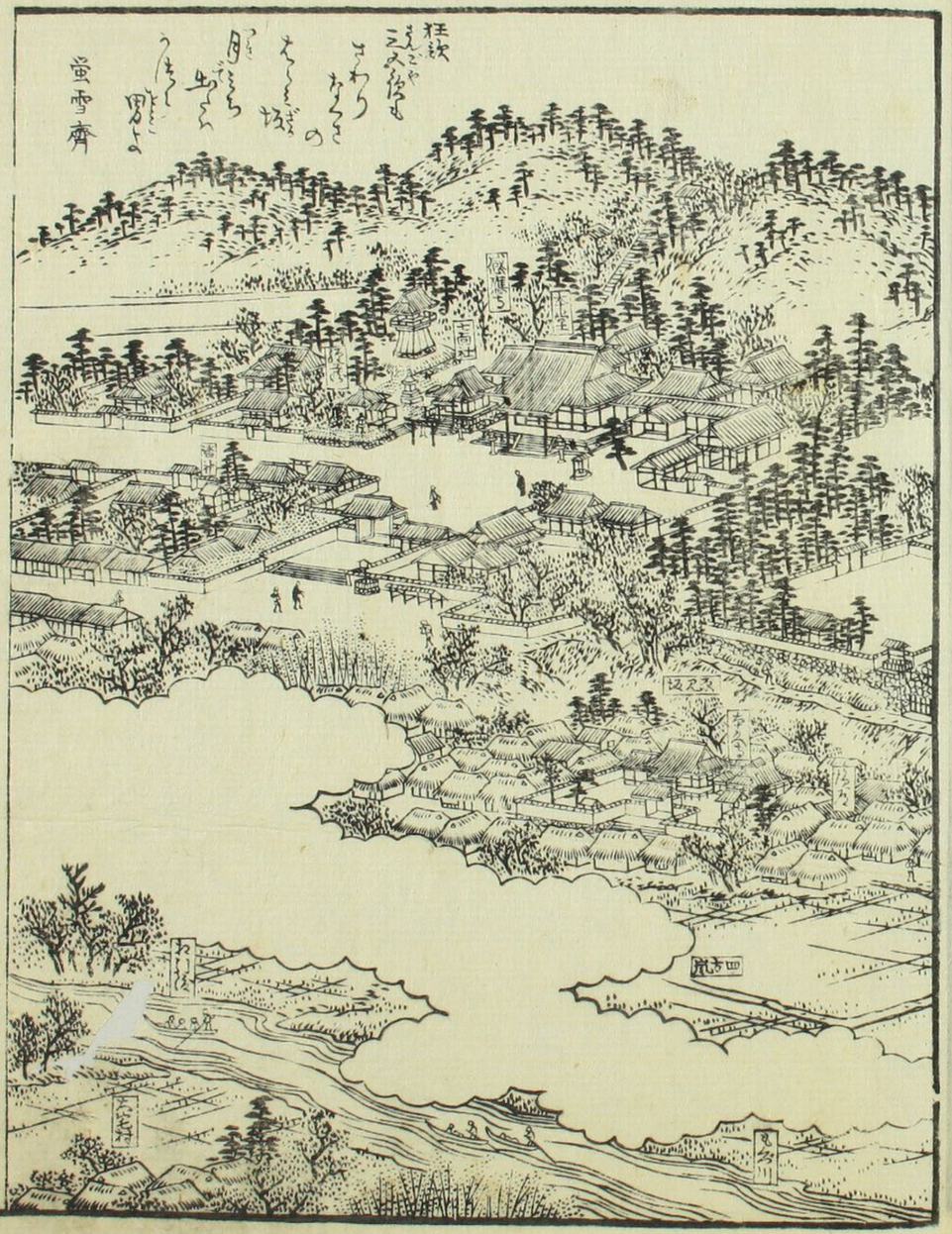
狂歌
蛍雪齊

感應院とおくりむ冥老の師い則そる名号ふ兼うまつりぐくも
あづくる勢ふ日宗上人のたよ附もろる日宗上人ふりくく
十一世日長上人のたよ至うく檀徒横田内膳政村うる者
主に従く伯州よ移うる給うる事ふ日長上人ふ
る依うくたよ長しぐ伯州れ移うく新よ精舎を営
こぼぐく号しも感應院と号し上人ふ招請そうこと加なしぐ
上人則旧院ふ日陽上人よ附屬しぐ伯州れ遷らるまうみ
元和五年丙祖 南龍公ふ入國おくもたまうの旧よ準くも
日陽上人令令おつくもたまうこしすおらち
由ふよ迎うらくの再祖しうこぼうう宗徒の編差強紀伯の
三寺ふりて初くこ感くふ在尺初い府城の東大橋の艮新通を
町目におうしぐ其拠ま
養珠夫人自令の地ふ移トして再びこぼ迎うたまい往巌

いつもきこびやよくく旧観をおくなむ此くた一旦大ま
人の仰法違よろく山と養心く号日うども没まこ旧号
に依くて

遍照山延命院普賢寺 根来と真言ふ
本尊大日如来 弘法大師堂 弘法大師像にて長二尺八寸四歩に刻尺彫繊
ものこてくしん又ゆいたくく四国八十八ケ所二十番の札所
遍照のお形ま倣とすうこふ此ま
地ようろ中興の江こうたうこうした此ふ
ちうこうした此ふ
しんこうたの仏立ふ
依わ仏のう像ふ
他ん像と宿てまつりそふ
ち仏生うく先泉州よさぐ
ありちのづうく技のたうにしとて
くりふ
あしの此ふ
たこんくうこびつうの亜告ふ
にたんくうこびつうの亜告のもひとりてつまひこりふこうるにのりのうこと
てくうて我まこまろくの名仏感日一墨こりふ挙るなうた上人の
ふ依もふくくうひあくうこびくくうけ山ぐくくうけ山ぐくくうけ山ぐ



ふりたてゝ敬ひ奉るべき像をも彫刻せず
ありて
ふつゝかなる自作の尊像と彼是
そなへて
まつり候ハ
いかゞ
とあらバ
ハヽ
ほんの
ほんの
ほんの

あけ〳〵ぬ香爐峰〳〵て眞と
[illegible]
四方嵐雲　日丞より南なの
名義なるべうらべ
ひとう立枝葉茂
契ゐ洗人景色蕪子
とうくうら古風
うごうご

四方のたゝ〳〵の
小栗やうてあつさと
[illegible]
四方嵐の神菊　日丞の海川
[illegible]
つまとたゝの山嵐の吹
[illegible]

小栗やうてあつさと
[illegible]
四方嵐の神菊　日丞の海川
[illegible]
つまとたゝの山嵐の吹

四五丁の田の
[illegible]
蔵〳〵る田園のうちに寄〳〵して
[illegible]
松出澗谿十里閑風
[illegible]
四方の嵐うなをのぼ
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

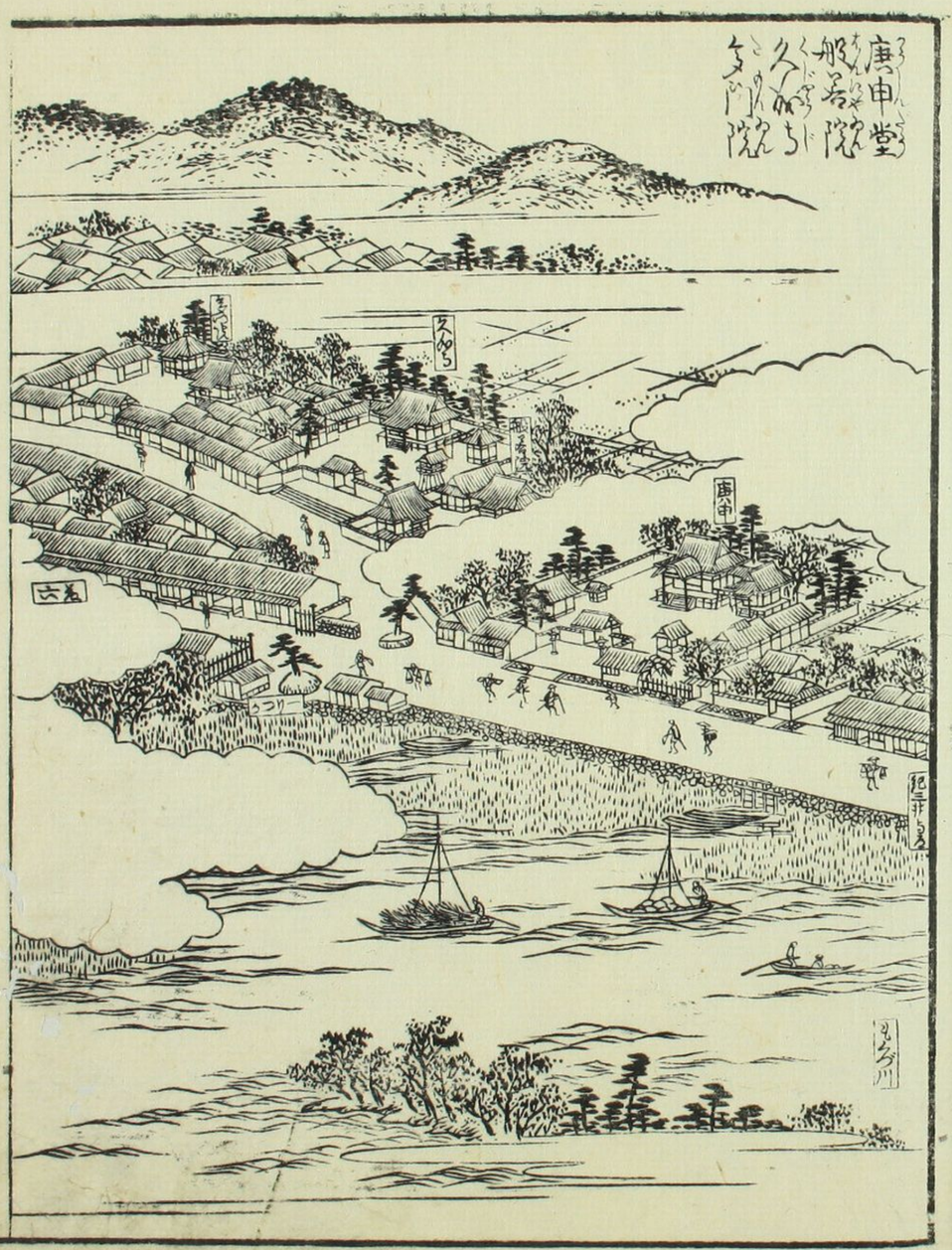

名代ゆゑ武人なり其後九世にして忌村下堂守を掛吹上茅を忌城に居に其子
菊千代初より仕奉を崇敬しく三宮なる後宿することあさうしに住ては役法に後ゆゑして
ありけるに文明のころ本願寺第八世蓮如大智識西国に導のことなり法道につら
なり祝しく弥陀の本願一向宗侶のとしへをうけ信託滑作のあるり頻に奴執を抗
て上人の法弟となり剃髪して名を道全となまりうてにおつくつ宮の坊舎を造
立し報謝の称名怠惰あることなしこれに延法三国第九世俗如上人下向のおりら
師の信心堅固なるゆゑよろこびをもたまひ則本願を安し念誓寺の号をなまふ人
傍園のことに桑山果報院居城のことなりは岡の谷のことにありしゆゑ安二年中
廣瀬和分町にうつせしが兼慈三年六月十三日祝融の祟りに什寶ことごとく
灰燼して住ひにこの地に移れ

れんぞ橋

西紺屋町より東紺屋町ざかいにかゝる
雜賀川に架まりて日
もくづ川ともいふ

此處は勢州路熊野路の咽喉にして行人往来に繁く西は
和歌吹上の往還なり橋の東詰には東明より夏くの
菜蔬をはるひ集ひ萬町の市に積をくれは早午時のころに
いたるに尾町の尾これまた夏にあけめく諸國に運送に
氣にむかへば西南の郷中より茄子瓜西瓜とべての蔓抱る堂
山郡の西郡柳其餘の菓子積下りて同中町の同丸に積込む

其二

念誓る
上野寺
光秀る
宮の檀
大橋
時々松
大立る

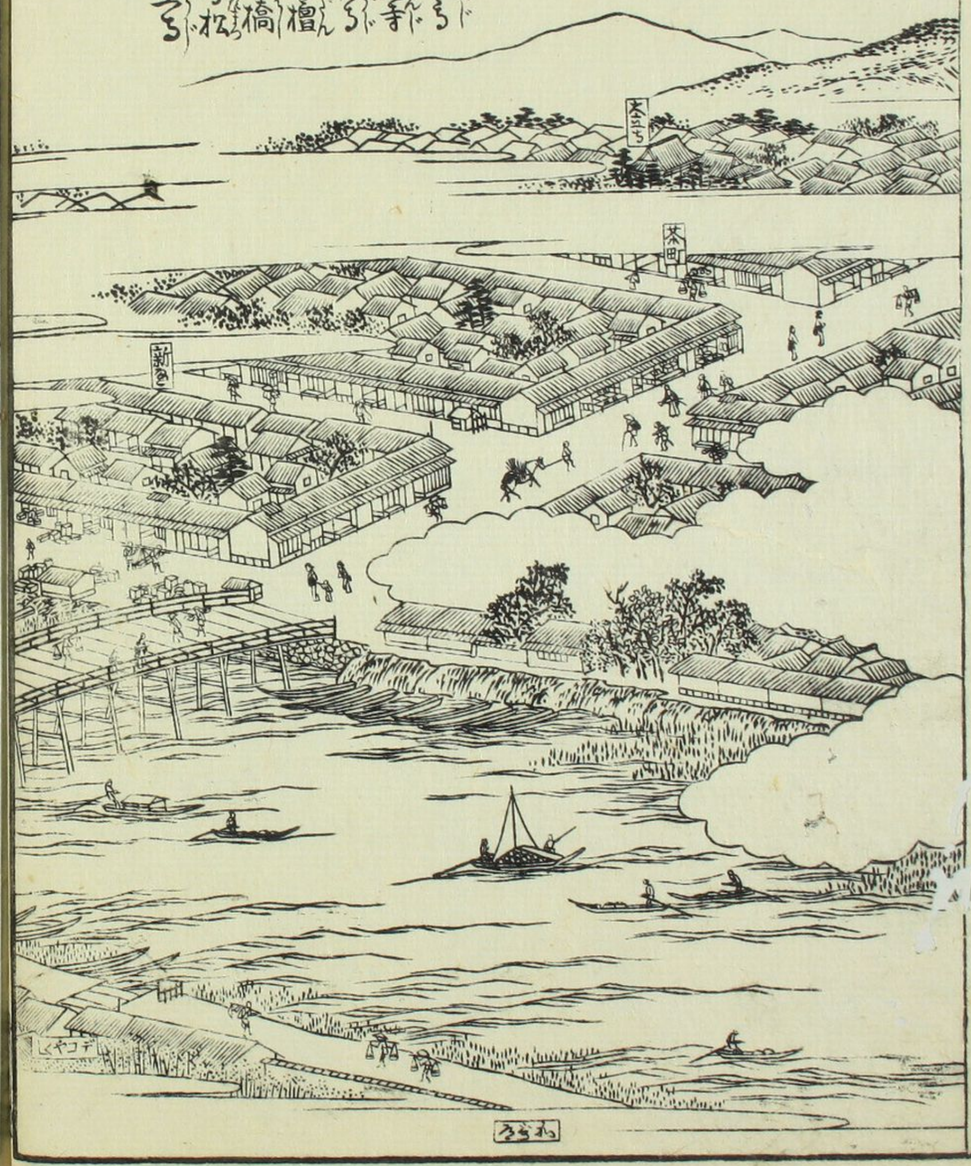

秋奥

一夜西風満樹秋。卧牀無夢思悠悠。呉江水冷奥應美。好傍蘆花沒釣舟

田省

空れんあれ
所たか
橋の
人あり

近江
ト水

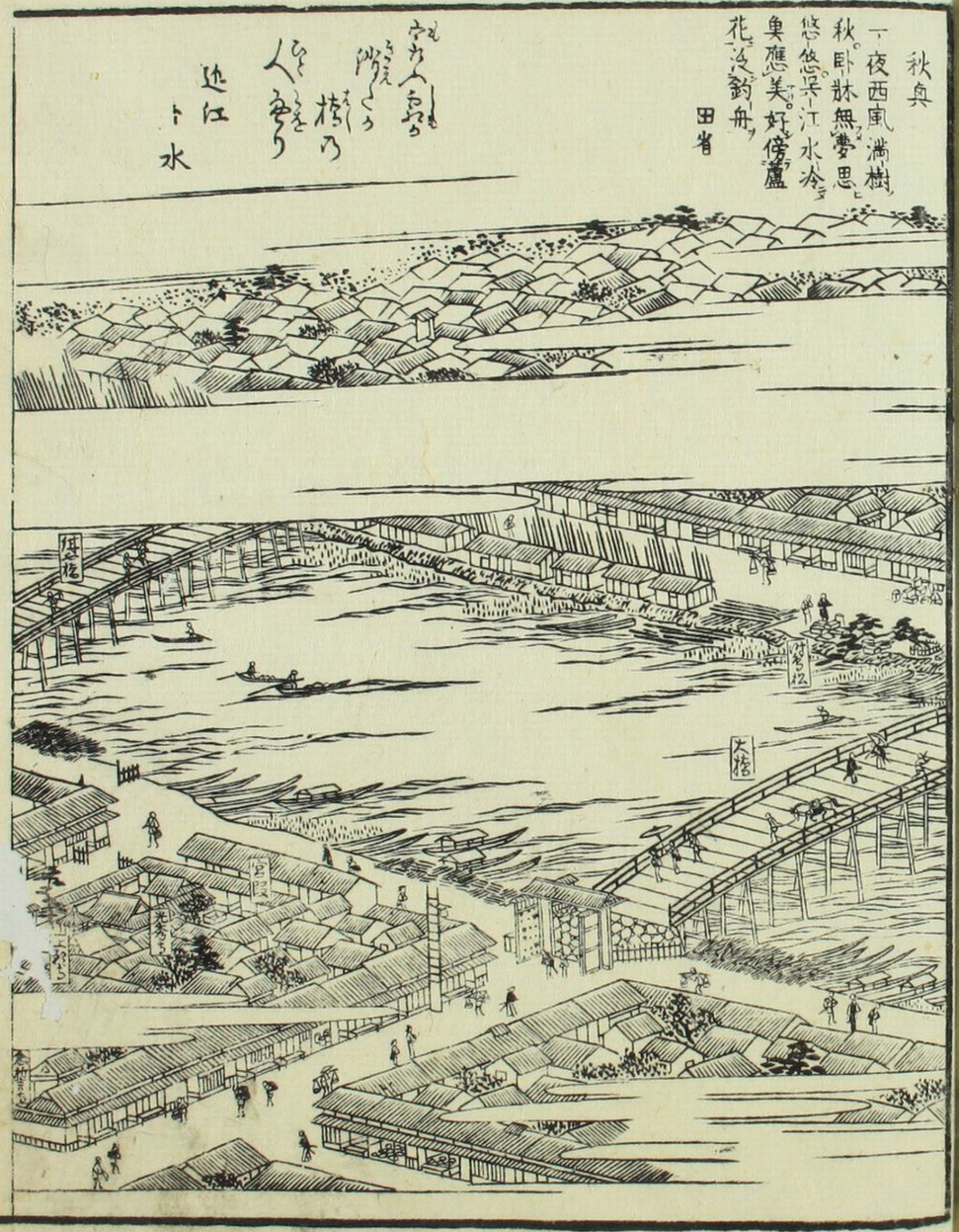

なぐに絡日仲房が水揚のことあることなく其嘔啞とおこも樂
戸の善才ひとしく合せ養ひとるにはしく誠に愁志の地といへべし

勅使橋 橋向ひ町より新豊町へ架る
小ぐしといへ由縁をしらず

藤六所 新豊町といへ此所は寛永年中江岩屋六といふものの居の谷兵衛天山の石成なり
地方を築き七十一百三十余間の新地をなせりこれによりて築やしれともいへ

善見山金剛院功徳寺 うら町一ア塚の儀にあり天台宗和州
天曜ちに屬に世俗庚申堂といへ

本尊ゑ面金剛童子 立像にけ二尺
作つまびらかならず
寛永年間志然中興しく
寛永十有六年六月後藤坊湯にとゞめてこゝ
志ばらく近江國室城寺に屬せしに寛永十有六年六月後藤坊湯にとゞめてこゝ
に住しその後寛文十有二年六月攝州四天王寺より西金剛童子を記請して是を
安置にかゝるしより以來庚申の日毎に貴賤の諸人あるとなく老弱の群衆雜沓なり

桜ぎるに文武天皇大宝元年正月七日庚申の日攝州天王ちに
正善院民部僧都毫範感得にたゞく青面金剛の像を安
まつる是則永邦に庚申をまもり金剛をまつるの最初なりと
ぞ又本朝文粹に藤等蔵應教文曰夫守庚申者云云聖祖之
微言世揚其餘波人傳其遺跡或至此夜不眠達明云云

辞ざるに人の顔なり山ざくら 涼 岱

永久山覚林寺般若院 同所小に隣る志言宗山派
だぞ三宝院御門主に屬に 本尊藥師佛
僧正行基作
長壽尺三寸 祖師堂役行者 役優婆塞法名若行のわかし寛士山に於て
修したまへ優广の所にあらくはくらせたまへ
尊像なり去人寛士行者と称に
寛院にもと後州に立く其宗基にはしめ
州よりこれにうつして中興の宗祖とに紀勢寺の修驗道の觸頭として代々然
別當法場の血脈にあるとなく今にあり

寶珠山久成寺 同所小に隣る法名宗
城院主本成ちに屬に
寛永のころまでは吹上車坂の辺にあり
寛永日祿上人の宗基にして天正より寛永のころまでは吹上車坂の辺にあり
正保三年今の地にうつり招擅に安にて寛子母神の尊像は御出七寸にして定
朝の作なり雲鶴いともあらくなり法等には天満大自在威徳天神なくせたまへ
これをなほち菅神の御自作にしく御しけ四寸八アの雲像なり

松尾山多門院大山寺 一里山町にあり
紀勢寺の修驗道の觸頭なり
寛院御宗に屬に

本尊藥師佛 弘法大師の御作 祖師堂役行者 優婆塞の自作なり

代神樂 うら町より雌雄の獅子舞を出にこれ代神樂といへるなりて
荒神をなぐさめまする佛優をなぐさめまするなり

呉五官小路 西田中町小例中行に五官の宅あり
天あり大明福建省於溪懸新岱在住呉五官任顕墓 延宝六戊午年正月二十四日と記せり

廣瀬山無辺院大立寺 橋向丁にあり
法名宗法在流 本尊阿弥陀佛 東仙僧都の
なり

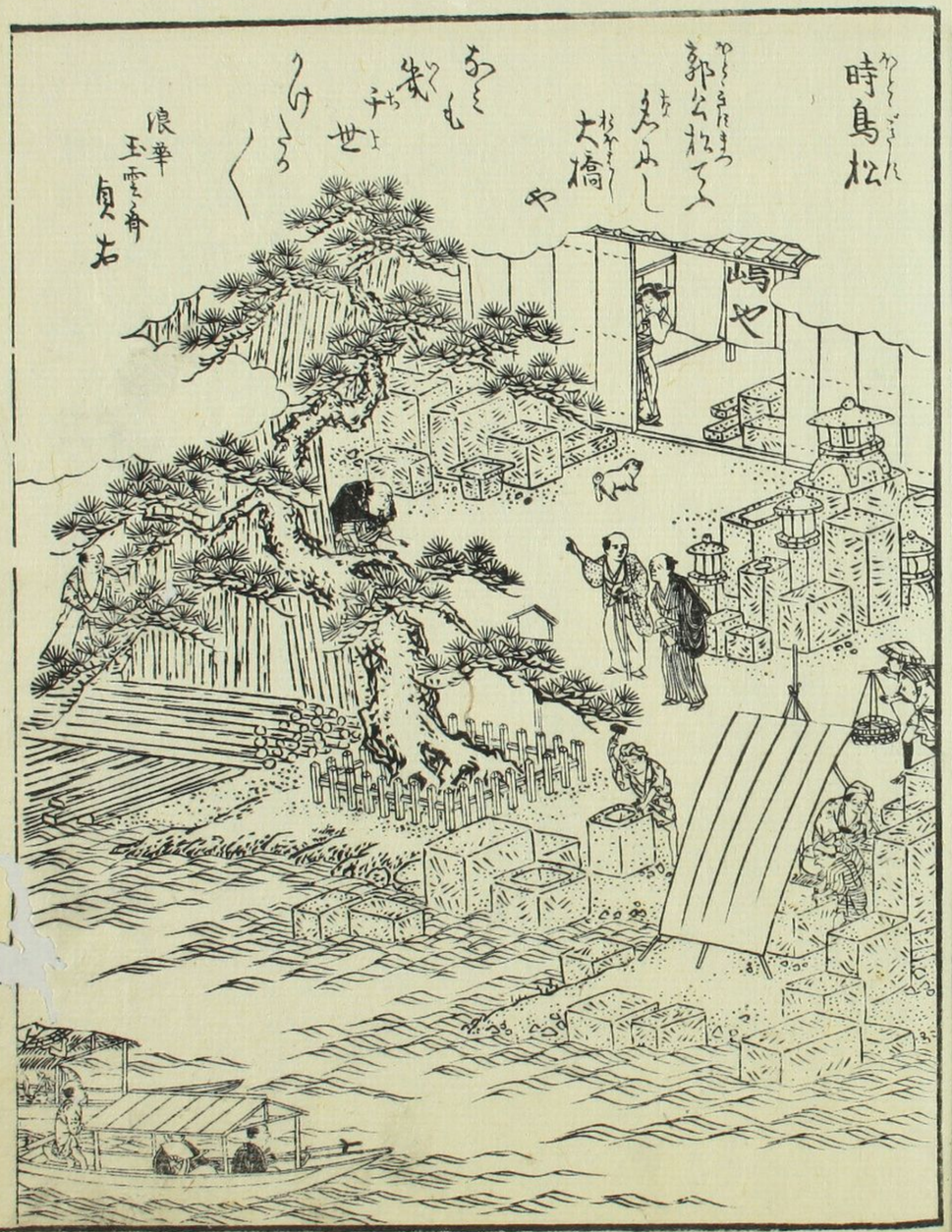

親音堂 本堂のなまあり本尊観世音菩薩 堀は気強ひぐきのごとくなれば佛人者は
聖系して初誌の紫なることなしふしぎの霊像なり
高ちの異祖准とすることなしとぞ 慶長九年 奈如上人再建あつく中興したまひし
より老幼会仏を修すること 退轉をこと なく 笠より 然西流家の大道場とぞなりたる

郭公松 大橋の東詰なる小しく小の川岸にあり枝葉繁茂して千載の蒼翠常に
色とりたる宮なる奇観といふべし名義は土屋氏の記に必ずつく又贅せず

郭公雲の記　　土屋安足

美山新通りといふ所に。黒宮道頃といへる人をしれり。
もろこしのふるごとも此よくよみ。松中にはあるへ人なりければ。
世にもきちんとく
公はもいとじれことにおぼしめして。浮くかつるさせたまへり
それがめは井口氏こたつといふものもとめなり。其さもえ
そんな母も。此ひとり大橋の東の岸ばたれ。あかしてよれ
きぬさしる商人なりけり。今はむし。其家とじ。あるとれ
やのをどのかた。川の岸ぐさに。こづかし松ふさもとれ樹を。
其のら此道頃がめの大橋又甚たろといへるが。平老かしら

おろして凡已といへる。こゝにきすめるころ。此松のおとりに和とく
ぎれの志むく呼れば。此夢松おしうおもひく。いはとかく
郭公松とたんよびたる。かくて平月ふるゆゑにその植つるとじ
も。名ばけし人も死ゆりうせく。こたちが家も。後たりなくて
へく。いまはこゝ三人のむすめたん。世よのこり居ける。其一人は頑
がめ妻とぞなりめるさ。此はこのめ妻とのまが家の零落まけてく。あと
ゆしへものごとなれば。としごろうきことにおもひゐるこふく。
此松をしも。先祖おやのものし。垂はるかゝとなつりしを。其よ
ひを後も世に。愛ふさへんること。なりたさてある後愛の中に。
誰おまよみくに告ぐるともなくて
川かぶ身にいくとし浪をかゝる松かえ
とふんきくとりて。さめてのあしこ翌朝おもひて。人くるま
かたりこちく。其師の弟がこふゐ。ろるかりかくて許けや。まけ

まばおねもまたあはれまおりひつ。かたりつぎ語傳いひもくまやれ後ふ
はいふやごとふきかたくへもきこへく。やまこうこかたぶ。なとよみて
をくりはまひたる。此めいしもおのこれむげふしてざりあるかな。
いともあやしきことにたん。
紀州黒岩生妻夢松應某
霊賦七言古體一章贈之
四辻大納言殿
滕公亭
紀伊州中大橋東一株亭々河岸松。是昔井生手自種數十
星霜翠欝葱枝流有母瓜葛親。曾嫁本州巖家洞巖家
之婦善思旧幾回青松入夢新。髣髴聽人歌松句。醒後愛
是何人。明記得河風詞。夢中聞歌亦是奇。巖家親友和頌
賀有人為之求我詩。丁固應徵千古事。今亦吉夢祥何疑。為
道貞松千年栄。伉儷俱有歳寒朝。
河岸の松まて杜鵑松もつかしきことはよみとゆる人のもとめ此
本とぎれ松のいくよろ河岸のこずゑまげくもとひてなく説 權大納言公明卿

夫松は千歳の齢をとるものなれば君を思ひ君を祭の中にもそれ
より賞にある國の大橋の川岸に一本松あり是を行の松と母杜鵑松と母いろ
此松は雲木にて雲岸の行来の妻の翼にこゝろ人のたゞ書ひ
と長紙とかやいる人のたゞ書ひ君をあらて花笠の三条のこゝろ
めづるのおまりにつゝ志さしに縉紳のへくよみせ給りしかばをの〳〵感じ
たまへのなまり「鶯と流したまへりしかばいつかりもしらまゆて居こうらかたく
あらしこのたをつゝ男國老が歌へ居るもと母に書しるして一家とな
にとしたり

葉ぐへ色もえ香ばいくばくのとし波かけ河ぎしの松　園大納言
河ぎしのさゐんがばりに浪ふかさ松のこどりもうたしてや見ん　徳大寺大納言
橋柱ふらせに世にに世をふりてなもなかれる河ぎしの雲　持豊
國民のさう花毎いろにあらはれく此川岸にまつこうれかげ　押小路前宰相
とにいなる色ぬうたしく河波も清き岸根に松にそる浪　頭右大辨
志なりけり人枝に居どり浪ぞ浪ぞ明ぬ春なり河岸の松　滋野中將
水にみいくと波のうつれどもこどりにふかれ河ぎしのまつ　右衛門佐
をちかへり此河岸の松がえ波やどりになけに山ぞとぞ浪　上野権介
河かぜのこゝろ浪ぞ案やたぬらん立よる浪もきよれ松かえ　岩倉侍従

雲ゐよりむまきて鶴も此河のたしの松をすこうふやせん　東園侍従
類なしや此河岸の松ふりくゆめにもみるさとの案のかぎ　國豊
はるかめもせのがすみをとる波のこさしねの松に無なるし　権右中辨
河ぎしに久しくそる松かえの枝ふく風も千世よりへし　右少辨
枝も葉も志げり所ひ知たりに名の流てさえぬ河岸の松　河波権介
（茶文に此略に川風に鶴の名ぬ上へ舞しせく松のこゝろをいふ候りて）

川波にかげをひたして幾年かこゝろく志げる岸のまつが枝　尚盛
春毎にこゝろをそへくいく世にも栄る宿乃松のこゝろ　素挺
かげ多くとにたの松の色そへにさかゆく宿の志るしなるし　春葉
淑にあそぶ亀のよりひにともなれんかはそひ松の子代をかさゆく　隨導
庭の面にうゑ君の姫小松松も八千世のかげぞ栄えむ　栄忠
気そひし春のこゝろを紀川の水に新しきしの松かえ　敬起
くりなれ所のかゝみも河岸の松のちとせのかげにまへ来り　好完

戸　年毎にこどうを添へ此省にゆくすべきさりへ松かえ　栄　忠
志　霜四ほ夜もかはらぬうへし世のむしを渉を松ぞ木ふれ　道　切
奈　なれさりの夏ともこへだいかしへよりへるとれたの松のこの栗　幸　孝
英　汀なる松のこゝりや川波に夜と分をかけてなれさうらむ　正　川
平　百千ぬりいやもとひさておこさに松のむしのこゝりたる武　尚　盛
加　川ぶのこゝめる流に伴久子世のかげをうつせるきしの雲かえ　素　挺
久　くちせしに幾万世の赤ふかくとれなにしける松のこの葉　幸　孝
る　ふい年になれ志げりそふ松かえにすれる千世の末にたるけ　正　川
弟　乃かつも翅やとめく物るしん川そひ雲のこゝに桃に　敬　起
津　はゆりこ年は百年十ぬりの栄にあるとも雲のまけかえ　好　完
加　かはぎしの松の下紛こゝ境れいやもゑ子世のかげやこすらん　隨　導
衣　えかしなりてうへる省の姫小まつちよも八千世もお生の法　春　葉

年経くのち此とにきて作りて

年のまた子世もかはらして新公まつてふ名をやめてこゝろむ　篤　敬
保とぎにまつて先志るし川省に幾年波をかけて来ぶむ　賀　亨

感應寺旧趾　新屋一町目にいふ山東屋町ともいふ感應寺町ともいふ
納良瀬　小紀内にあり法人ヒんしやうが池又はヒんしやうが田ともいふ日本史七郎御殺所之
法後のことは東川千手川原の条下にくわしくいづれ
金剛山常住院遍照寺　柳町にあり古義志言宗　本尊不動明王　常に後上人の
作長一尺五寸　大師堂　弘法大師の作にまじらるなしに遍照大師の作の第十
中くすてあのうやはあふまて遍ぶにて四国
八十六ヶ所の十三ほんのふごしにまたり
當寺は　國祖君の芳命にまつてこゝ鎮山無量光院春
盛場に此に開基に本尊不動明王は則御城中御櫓に安
たまへる所にてこれうつさせたまへ所なり霊験日々に炳然諸人
はるに問断なし
洪福山宣經寺　毛波屋町にあり法華宗
遍照は日招上人の開基なり遍心寺の末
自作にして雲語いともあらなるゆゑ不安ぞる木の日親上人の肖像はとなりたる上人の
法師は世にあまりしくしるところ

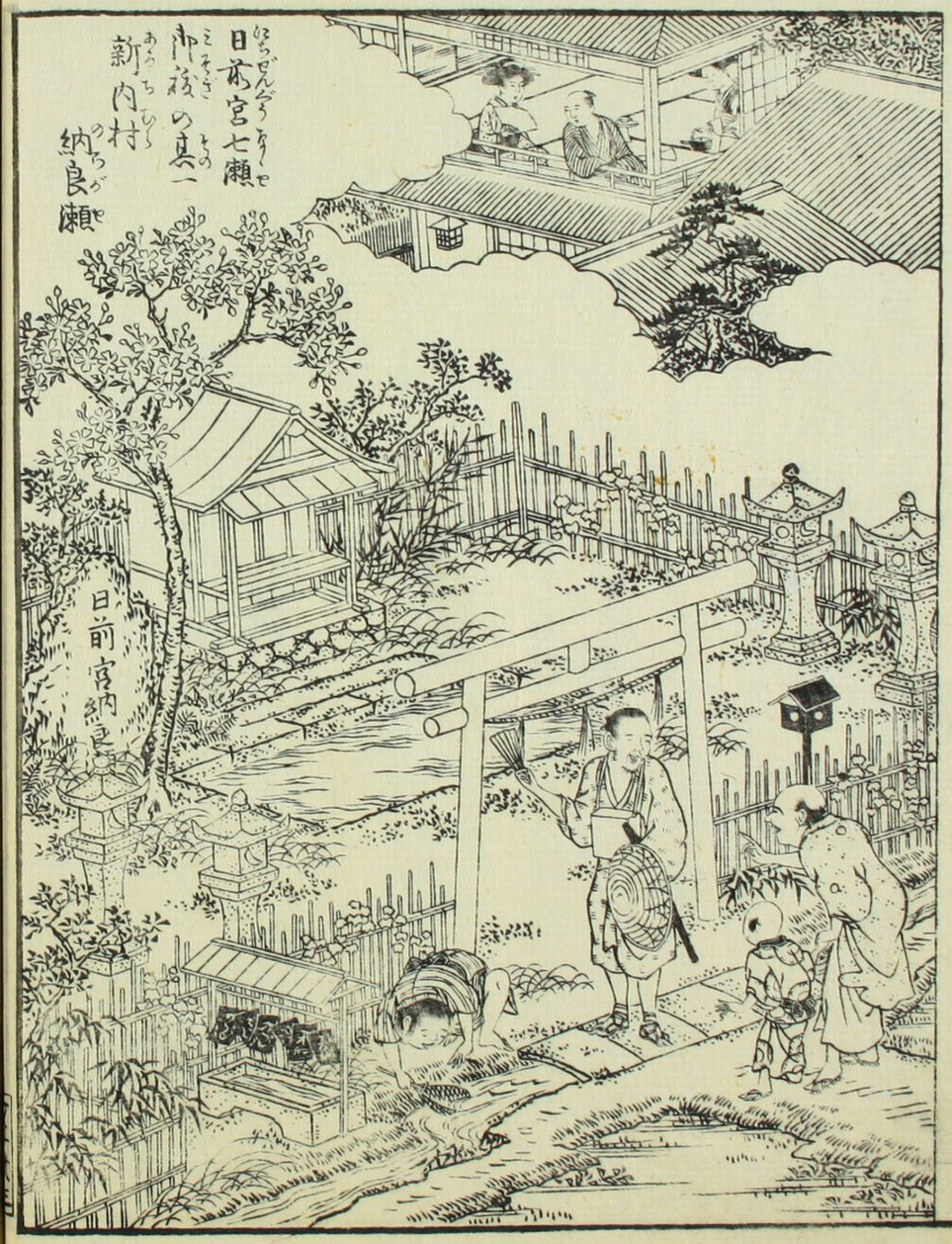

にして初発のむしゝより志は立るといへども宮風弘色のさめはれ身とんざれ
いのちとなけうつことを顧なるに或は濁を呼ばれ火ともいろを同じこれは頂に被ら
しめらるゝは法名賢固のまぐらくにやゝかれども焼爛るとかしとかやこれなりして世人
濁ぐさの異号は称せり終る長享二年九月十七日寂とあしたまふ法賜八十有一と
いへ又上人自筆の曼荼羅をも安せり

東光山栗源院薬師寺

脇士日光月光作 大師堂

なる町にあり本尊薬師佛
弘法大師堂 山本村院に屬す
弘法大師堂 像作 薬師大師頭角の第九番に
あるけれ日のひかりを高みはく四面八十八ヶ所後第十二番のれ所なり

御材木町

名義保なしは今体所町といふ古人いへ深く平塚体所といふ隠
遁士ありて小倉光郎の御蔵上人は深く体所しまいてせしがあり合ふ
上人は得して已が得る所並に火を見るの御蔵上人に上人これは復し乃ちあり合ふ
木のもしとりて一つの法の形をさざることをあふ六時の念仏意ぐ法は永く説融のうれ
ひなるべしとあるしかば体所殺きよくばうの木の法は有るし不断の念仏をさ
くさうしに果して出火のうれひなくなるまでうの木の法は此丁度に結べて
宝くし毎年三月廿九日寺町のりの出合て
法火のわんぶつとしやれといへ

体所の洞

同所にまるのうこ民家のうしれ宝れまるを方十間だうの地ありし今
は記録しまくるべきの遺法はのこせりその中にあるとしらば

光明山法泉院真光寺

寺 本尊阿弥陀佛

あり 御院は初泉州日根郡海生寺浦にありて嘉祥寺と号し密

真光寺

隙て居る
我も
ふつら
彼岸
りな
司馬
桂子

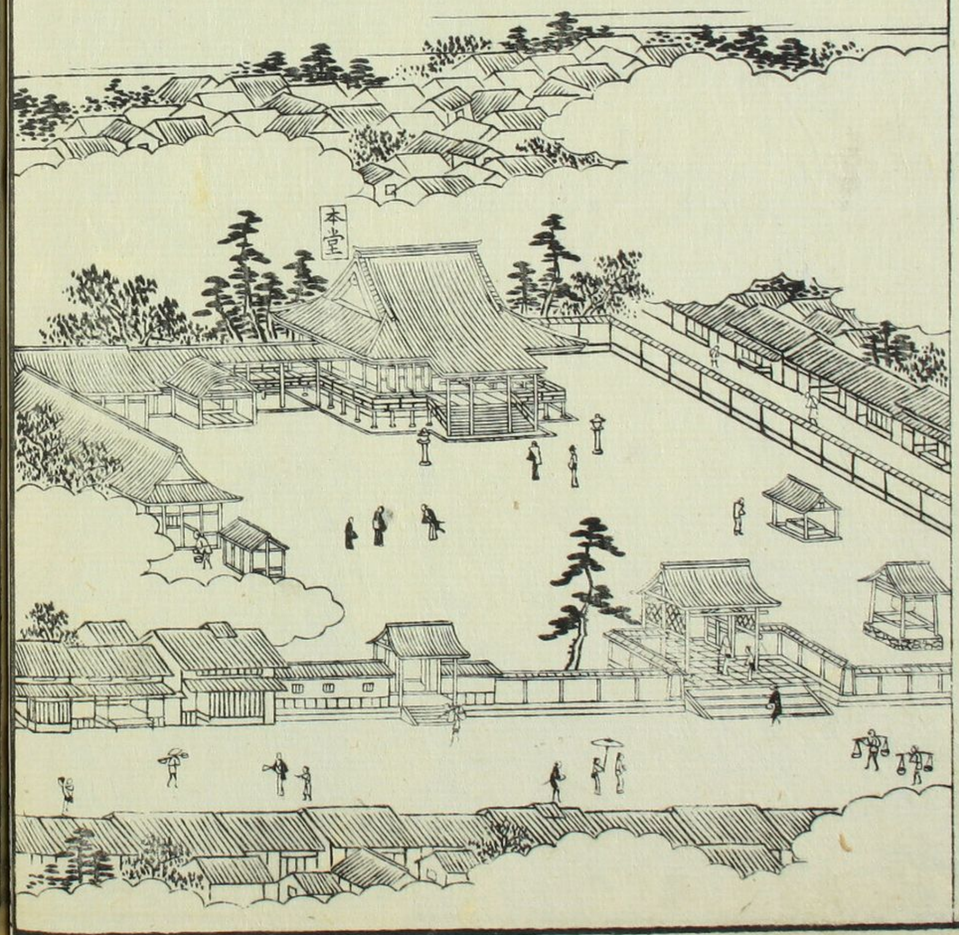

宗の大伽藍ありしが永仁四年本願寺第三世の相兼覺如上人
祖師の法傳を編したゐはんとて御旧跡をめぐりたまふのとき當国
和歌吹上の濱に見したまふのとぞり生來ともに當時に御投
宿ましく時くに他力本願の奥旨に源秀を誘ひ入る
云下に相悟し乍ち旧染の御体を捨上人の法第となりまし宗
を奉して中興の開祖とは志るに文明八年當ち第八代まし
法のとれにいたつて蓮如上人當國紀道のため當院に御掩留
ましくける御旧名をさつて光明山法泉院まし光ちの号に
賜ふ其後天文年中證如上人御下向のとき誓願御借に候
雜賀の莊宮須村に於て其光ちつ号を新建に尊く寛永
年中道質（當寺十二代）のとき其ゆく當院を造建にすみいら泉州
日根郡嘉祥寺當國海部郡宮須村真光寺とも當ちの掛
所にして爰を居持ありかれば法印源秀中興してより遂に

真宗の仏場となり凡首連綿として長く法燈ゆかしなりせり

什賓真宗帰依の名号 [illegible]

端郡山林泉寺 林泉寺所にあり 洋宗曹洞派 本尊聖観音 [illegible]の作 鎮守社

秋葉権現 霊脊神 白山権現

[illegible]

向ふ坪 [illegible]

端雲山龍源禅寺 鈴丸所にあり 禅宗 [illegible]家京妙心寺末 本尊観世音 [illegible]の作 鎮守

祠辨財天 弘法大師の作

[illegible]

浄刹山光臺院法道寺 [illegible]

[illegible]

三十三所観音堂 本堂乃 [illegible]

鎮守社 [illegible]

[illegible]

東曜山萬務院鈴丸寺 [illegible]

[illegible]

大師堂 [illegible]

[illegible]

金仏の三号 [illegible]

阿彌陀堂 [illegible]

持佛堂 [illegible]



鈴丸橋
新源禅寺
法蓮寺
芳精院
お伊勢橋
奥福院
崇賢寺
夏川
河上烟嵐疊碧
紗南風吹動水
紋斜夕錫纔斂
飛螢亂却勝春
流泛花花
北海
若山
春笆
万精院

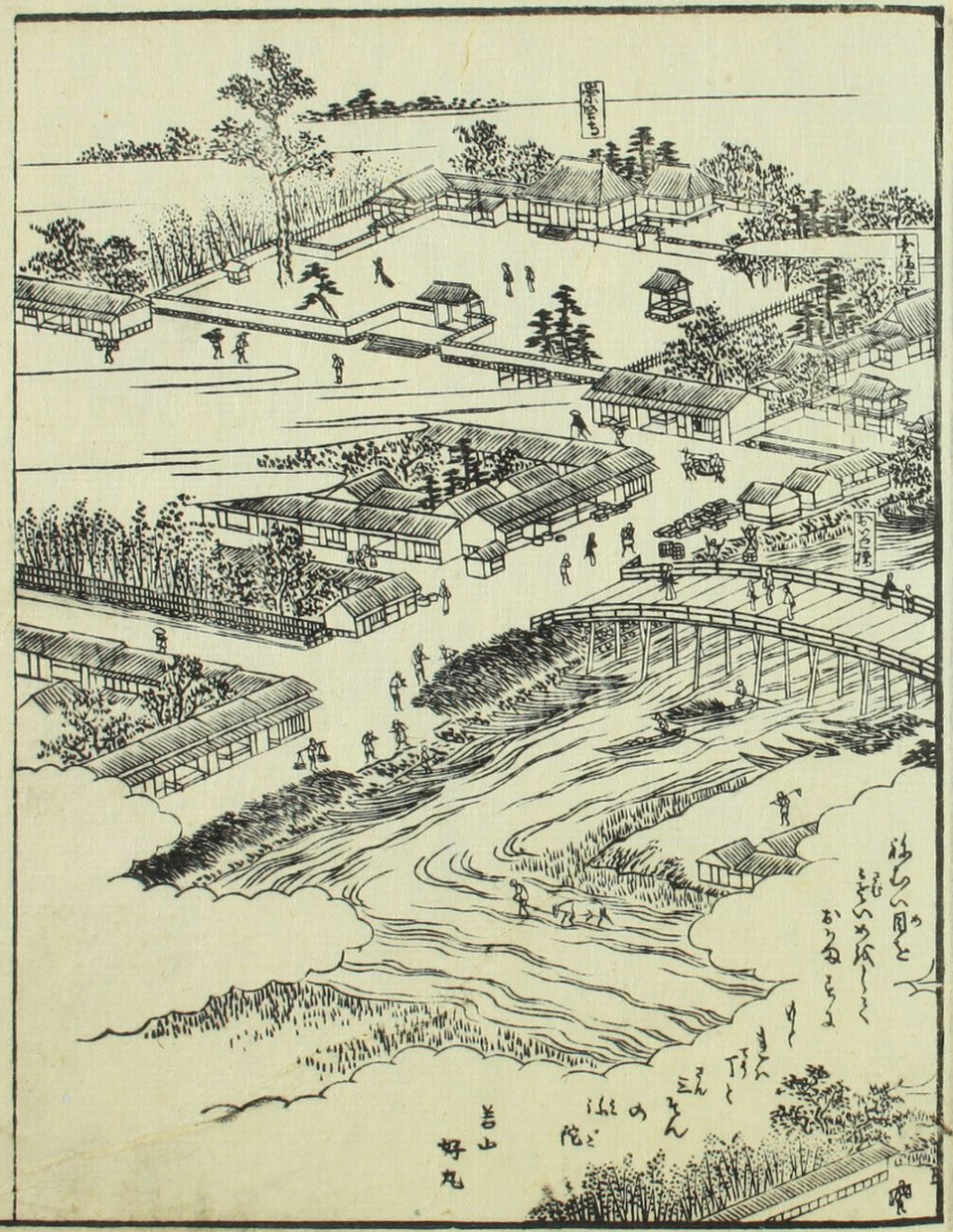

若山
好丸

鐘樓堂　[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

雅子の寺 [illegible]

京 [illegible] 村

弥勒 [illegible] 天照太神 [illegible] 本立 [illegible] 國

金毘羅大権現 [illegible]

志摩神社 [illegible]

○延喜式神名帳曰志摩神社 [illegible]

帝業和十一年己酉十一月朔辛 [illegible]

[illegible]

紀神一坐中津嶋姫命 [illegible]

天真名井 [illegible]

號曰田心姫次端津姫次市杵島姫凡三女矣云云

古事記曰故其先所生之神。多紀理毘賣命者。坐胷形之奥津宮次市次寸島比賣命者。坐胷形之中津宮次田寸津比賣命者。坐胷形之邊津宮。此三柱神者。胷形君等之以伊都久三前大神者也。云云○舊事紀曰中津嶋姫命者是所居于中津嶋此市杵島姫命也云云胷形ハ別私名抄ニ筑前國宗像 [illegible] 那とあり又筑前國風土記曰宗像大神自天降居崎門山之時以青蕤玉置奥宮之表以八尺紫蕤玉置中津宮之表以八咫鏡置辺宮之表以此三表成神體之形納置三宮即隠之因曰身形那後人改曰宗像 [illegible]

[illegible]

相殿 生國魂

神 末社 [illegible]

相殿 [illegible]

焼火大権現祠○[illegible]

社藏王権現 [illegible]

[illegible]

○祇園社 [illegible]

行して人民死亡するもの物とぞしぬ此とは中の老矣これあるをもとしてこれ行整
するに意識署の邑に急ぎるがごとくなりしかこれよりして疫病流行するとは以
もつはもこれ行ふ事を免るこれ今にあらざるなりといへ

石燈籠一基

是の天正年中無火に焼けるの古物にしてありつけるのんしも
大きさは磨滅しくこるがしにひづかに慈永六年辰五月二日の九字を存せり

夫海社の御鎮座久をなること考へ志るべくもあらず社頭の荒廢
星霜を追ひて甚しかりしに中古明徳四年正月征夷大將軍
源義滿公再興の命あり尋ぐ慈永より天文の間造営ありと
ごとく終つて輪奐さる社殿の壯厳こゞろ神威をまさり志るに
天正十三年三月下旬より四月にいたるまで雜かへ一揆のさめに此
地忽ち戦場となつていたましいかな本社末社のこりなく一遍
火に罹つて卒に焦土と成ぬ今の結構は近への五ヶ一にもあらずといへ

八幡宮祠

日村志摩明神社の東にあり海社は日高郡丸山の城を湯川氏の右浦
なるもの同郡にあらずまりまた衣奈八幡宮とこれ勧請をとゝ

猿田彦大神祠

日村の北にあり天正三年の勧請といへ

相殿兵財天

性芳小新町なる奥堂何某が屋敷地にあらずまりまた
天女と同一緒にしてこれ海を三岩の其一なり海を三岩といへ府城のこゝろを岩
と兵財天女と号しく教岩兵財天女と勧請に今吹上明の境内にあり

一ハ村越甲崎堂が鼻に勧請に見すなわち竹生岩の兵財天女なりしへこの猿田彦大神の
相殿にまた兵財天女なりとそへ勧請の年歴をまぶらるゝに毎年十二月十四日海邊の
児童家毎へドンドロ豆の價と勧進しく謡ひ離れ是別猿田彦の御神は道祖神にて
導ひ給ふりといふとあり其言保りなるん未だ是やあらずとしらず

天王の森

日村東五六町ばかりにあり
三の兵火に荒廃しく僅に其れもかけのことを知るのみ又天王の森とも
こゝにいふる所以よりとしらず或は性日を武天皇行幸のとき風輦をとゞめ給ひしところ
なるをもてかくは名ぶるよしいへれとこれ例の擬もなれ牡撰ことわりるゆゑに此森中に
牛頭天王の祠ありこれ若より此叢をもつてもたまる神なるべしことをもて天王の森といへ
なるべし其ごとく何の森にも叢の神の森せは其神の森名ぶりて森にも名づけ又は
森の名ぶりもそこの神の森名に屋せること勢多のことなれば其ごとく
の神なれば神輿後御ありて
にかけしく其ごとく頼慶にわたらずといへ

國津神社

日村の北にあり
なりといへ
日村の北の入口にあり名義

古堤

日村の北にあり
なりといへ
日村西の方にあり古人こゝ
其日ざうりにいつかしく

傾城が渕

日村西の方にあり古人こゝ
其日ざうりにいつかしく

溜池

屋原が蘭を愛せるは名ぶ者のうつりにや佩なん渕明が菊を
めでしいたつまに採しきてしものかやなしけむいつかしさしにだ
これこそ其ゝ花を求るものにはあらじかしかまへ花は賞



するもの曽くなしとやいはん豈しらんや彼濂溪が蓮にれ
ちる是こそ其花を志つゝその愛する所なりしなれば
云べし春はまれ柴の小ようなるに蛙の元りつゝくはめるつゆ
をふり発しくるほとゝめぬとゝもおやまたる新樹
暫くとして梢の蟬のはしゆのもとゝはいひろ柴の地よみちあ
ふまこどりの乃発なしくるとゝるさへ涼しくまたはしの
吹きとりくさやげる柴の隙より小隙ワヅカに抽出くまさめれ
なりし周りアし花の色は同さしるだりめつらしく屋うやく
咲みちく紅白の色とあらそひ匂ひ騒郁として水の面を接
てるさゝ婀娜なる嬪女のおしてに浴して鏡に向へるかとうさ
がるまでて匂ひさりては葩のちるがうへよりさなりくるもれかし
実の熟しく死ぬる音ぞ煩悩の祈しりはさめめべし秋風
もやく吹すさへは彼蓮の名のうしてたれと夜寒ないかに

雜炊は味噌はまんものはなれをすてて誰やらく盛衰どまの
あらりに観じく終は此見の様どころかまとが巻の上といへはいかに
無くてろうけまどいろ半坐ふるか色香はぬくまもねうは
なるか不茂叔が後世は無きるものくなんざることを

月中白蓮　中洲

素月團團花借香芳姿高下月分光霓裳
未學仏娥舞光浥度寒一味涼

尾張　暁臺
京　闌更

五行の辻　教仙橋は志がしへ四にあたるところの辻は いへ名義はまじらかなりしに

法輪山正覚院阿弥陀寺　中の岩村にあり浄土宗西山派桃取郡村寺末

本尊阿弥陀佛　長二尺七寸　脇士観世音勢至　共に聖徳太子の御作にして長各二尺三寸本尊に侍あり
南院の宗春久寿となる年歴たつゆへからにいにしへは唯一宇の茅屋にして古人これ
を芦寺とのみ称しきたりしに去し　正教元年十月十四日英昏のことなるに

二人の僧俗きたりて投宿をたつゝに時の住僧東堂なる人いとこころよく兼引しこれ
本尊よりなひ夜もすがらとりに法伝のまへに唱名し四夜も更行まれに微風
簷をたゝふくは無伝庭生の夢をそへ皎月夜とてらしては掾れふ桃の花は
打しもうれしきよ称つりに就ぬくて四つく夜もあけしとむに東堂れどろさ
こそくあるりとこれは二人の老は行地に縁なんかたきくこへにこれくいかにとこゝる
まどろうに行やらん低りて包めるものとのこし並ぬ東堂はりとりそれは世を
人にしあれば苟且にこれは宗きもせずに其のたゞのうへさは三日を経しに其
弓僧は其まうにあるものもあらざれは里老は招き
て志かくのよしをものがたりさそうの紙包はひらにまうまおゆき光明
赫くしる三尊の本像にてわたしましたり人々奇異のわりひとなすといへ
ども其所以いかふと志るものなしその夜東堂をたゞめ里老の夢に称きたりし
僧俗のふたゝび来つく告ていふ四方の夜のこし並ぬる尊像はうたゞけるくも
上宮太子の御作にして旧大和国大安ちはたゞせしなるに流浪造像の日は
しく星霜いくばくにしく僧よりのちも兵燹のこれひよりこれ
焼せしに雲像は恐もなくていたゞせしまふといへども其後これ
人ちかれは慈悲深しといへども法あるもなく法あるけしとい
ども僧あれは不なきをいかんせんこれ幸なるかな此芦寺は久しく紅法有縁
のゆるれは今この尊像をもてさづけあたふるなりねがはくは此造像に引きてを
がくふ退轉に志紅すべしとさも況のごとに雲告に東堂はいふもさらなり
里老のしもがらつどひ来りこくらんるい行に流しつゝ圓繞渇仰して一同に
唱名をそなしたりけるこれにおゐてこれ雲像をあがめまつりて本尊とし
寺号とあらためて阿弥陀寺とは称しかりこれよりして遷迎の御
あゆまは其こゝひ信心の
利益地にことなりといふ

護國山空遍院大聖寺　月村にあり真宗律寺山科勧帰寺に屬れ


志摩神社
八幡宮祠
猿田彦祠
辨財天祠
入願寺
大聖寺
阿弥陀
法隆寺
四見寺
紀寺
金毘羅祠
法隆寺
辨天
入願寺
大聖寺


中の嶌州菴にて
暑城の眺望
楼中の數峰
燕日の皐月宜
俊々
朔日のあしたの
涼し神の木
洛
去來
志摩社

本尊虚空藏菩薩 長一尺五寸 作ふ気 眼檀歓喜天 長一寸八ア黄金仏高郷の小領楼が倒トウ出現したまふと

大師堂 弘法大師尊像作不知 高府大師頃刻第六番に配に法深寺にあつげなるやこゝの地のおもひなるひぢりのこそら名にもしらしきまさ高ぶにおもひ四国八十八ヶ所とうつに第八番の札所なり

高山の本尊虚空藏菩薩の霊像は往昔文武天皇元年役小角葛城苦行のわかう湍雲の祥あつてこれに感得したまひこなりち高岡海部郡西の荘の地に伴刹を草創し彼尊像を安置しむひしに物換星移て幾程もなく荒廃におよひ久しく棄寺となりたりしに享保年中故あつて此地に再建すと云

入願寺 同村にあり 浄土真宗 本願寺派

高ちいりく称呼すゝさごろなりざる尊厚なりしに文明のころ本願ち第八世蓮如上人高郷に下向ましく法教にあらせたまふ わかう時の御座に此寺尼一向宗念の法味に逃はしてまつりしにその後天正年中 御如上人の法とに織田信長が暴悪をふせたまふにあつてく同村的場行しなるものと心をあらせ上人に滅忠をはくせしかば本果くのち号をむひ五中二十六坊の其へにくらべらるゝといふ

真福山医王院法隆寺 同村にあり 浄土真宗 浴東勧徳寺末 本尊薬師仏 弘法大師の法作にて 法深寺にひきてまうし

大師堂 弘法大師尊像は法自作にして高府大師頃刻の第四番に配に法深寺にひきてまうし中の修てふ名にめでて神のつゝのそのたゞ道を又高ぶにて四国八十八ヶ所の第六番の札所なり

先明眞言一億八千万遍供養塔 本堂の南にあり 大師堂を隔し 満願によりてこれにたつる

地藏堂 本堂のまへにあり 金毘羅大権現社 同所にあり 半田稲荷祠 同所にあり

鎮守祠 天照太神 八幡宮 春日大明神 秋葉大権現 ともに同所にあり

高僧は古刹にして開基法ゆゑびらかに巳に紀三井山宝性院乃遺弟法印心越を中興とに享保二年此地にうへにたゝる

金龍山五大院明見寺 同村中洲にあり 古名霊神勧徳寺 屬に 本尊五大尊 不動明王 弘法大師の法作にして長二尺

四大明王尊像 赤黄門を真賢君の法奉附あらせたまふ 鎮守祠 八幡宮 稲荷明神

大師堂 弘法大師の尊像は法自作なり 高府大師頃刻の第五番に配に法深寺にとゞらゆゑの中洲にあるまで 文高ぶにて四国八十八ヶ所を移第九番の札所なり

高山の宝祖淮とにあるこれにしてだゆゑ高岡海部郡市小路村に立てく七堂伽藍の一巨刹なり其始妙見ちと称せしが後の尊像は則市小路法りまに往久比賣神の法正解にませは終に本地佛とは なし奉りしかるに寺も幾程なく天正の兵火に烏有とおもひ誰再建に企る者もなくつゞらに寺号のことなして荒蕪其



此ニハなりしたるに享保十四年長胤上人
國君の命に奉じて中興し南門に堂宇を建立して大きに
金龍山長照院妙見ちと号はとれる
國君より本尊五大尊の霊像を寄附せられ御願門に命せら
るこの故に宝暦年中浴来勅修寺宮より院号を賜ひて五
大院とあらたむ什賓木あまたありといへども枚挙するにいとまな

蓮池納涼明見寺閣上賦　祇南海

蓮葩腴玉沼閣影臥銀漪非卜清涼地焉知皎潔姿商
風扇上尚娥月尊前竢磊塊良堪沃雪浮金屋庖

長東山龍護院安楽禅寺　本尊大日如来　弘法大師の御作にして七一尺三寸
脇士不動明王　仁和大師作　七二尺三寸　行者也　役行者自作の尊像七三寸三ア　王子稲荷祠　七来行者の勅作といふ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

向陽山蓮花院浄福寺　小彩西山町めにあり天台宗　本尊阿弥陀佛　座像にして[illegible]の作なりけり四尺三寸

浄福寺
養光寺
観音寺
千手院

季春遊観音寺
吟杖共敲蕭寺門。凭欄春色満平原。菜花日照黄雲合。麦畝風旋翠浪飜。
野田好古尚甫

観音堂 厄除祈願所 立像七尺八寸慈覚大師入唐の時刻作と云 脇侍あり 四十二臂の立像 千手院堂と号 八尺五寸 地蔵堂 千手観音堂に同じく 本尊石像 立像 二尺四寸 もと寺内の地蔵堂にありしを 元禄年中 現在の地に移す

真隆山普門院養光寺 旧町の小名 本尊薬師 秘仏 丈六 脇侍 日光 月光 十二神将 弘法大師の作 鬼門守護 大師堂 弘法大師自作の尊像と伝ふ 本尊十一面観音 弘法大師の作 鎮守祠 秋葉権現 大師堂 弘法大師の尊像作る 脇侍 不動 愛染 大師堂 弘法大師の尊像作る 本尊十一面観世音 座像 仮三尺 弘法大師の作 南隅に属す 本尊千手観世音 弘法大師の作 大師堂 弘法大師の尊像作る 脇侍 不動 愛染 大師堂 弘法大師の尊像作る 本尊十一面観世音 座像 仮三尺 弘法大師の作 妙見堂 最勝神 仏中大仙也 三井曰 尊星東寺 名妙見天文家 号北斗七星 衆星中 府城の小の入口にして西国へ往来の街道 多日の賑ひ 又京坂より和泉 摂津の街道 多人作澤 旧町西側のうしろにあり 水牛地 旧町西側のうしろにあり 水牛と轅とともに石にて作る 水牛と轅とともに石にて作る



追手へ口傘師
画工



雨傘
紙衣油
可酒竹
骨琢來瑩
遮雨功無
限向風力不撐
行藏從用捨舒
卷在陰晴髣髴
路途上芭蕉點滴
戲
伊藤道基

三部神社
照る
生る蒼ち
柳の井

ほとゝぎす
鳥飯山
つゝじ
ふじ
加泉

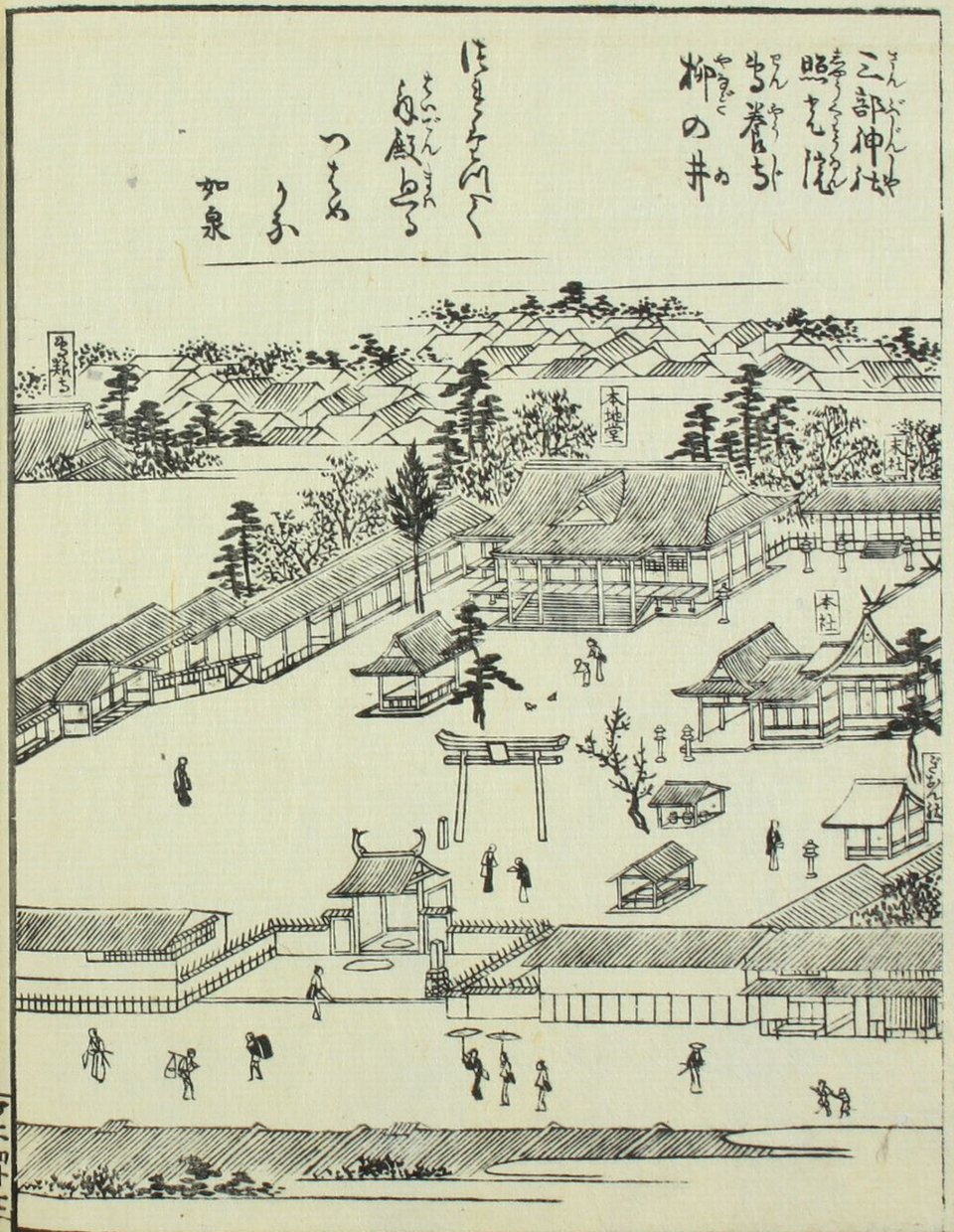

三河國額田郡佐久木に立つる左子ム上宮ちの枝流はして天台圓
宗の梵宇なりしが中比三州の武人ム安藤左衛門尉祐綱といふ
もの入道して蓮幻と号し上宮寺第二十四世て住してそこら
大乗実頓の法灯を不思議よう法師と共よ始
祖親鸞聖人に円圀矢作の宿なる柳堂の傍よ得しまり
真性得詣の法縁ともつく竟よ本宗に帰順し他力念仏
の法を奉して佛弟子となりしより西も随く主宗
の末流とかやうぬ○什宝祖師聖人御自作御面像 木圀
裏面よ二そのかうびとの名号をかゝせ給ふ
おのうのおんぐさ後ん判形あり
と造立す 彼の面像と安置まつるに
寺につゝみよう人に伝給ひしまの法也 刑部左衛門尉祐綱入道
加右衛門授る柘村庚申山まの寺基ム伝ふ房

三階屋敷　石橋　雄の芝

本町八町目の角にあり。古人の書にお岡と浅野家老職のこと
呂屋町より南へ行く右の方に石橋あり。これを下りて小川あり。
本町二丁目の西横町なり。ここに小さき小町あり。
岩波が古くの事にかかれたるよし。
雄の芝

柳乃井

本町八町目の角にあり。古人の書にお岡と浅野家老職のこと
呂屋町より南へ行く右の方に石橋あり。これを下りて小川あり。
本町二丁目の西横町なり。ここに小さき小町あり。
岩波が古くの事にかかれたるよし。
雄の芝

手にもとらぬ水も柳の下ゐすもも浅世たうるぬと　よみ人しらず

本町八町目の角にあり。古人の書にお岡と浅野家老職のこと
呂屋町より南へ行く右の方に石橋あり。これを下りて小川あり。
本町二丁目の西横町なり。ここに小さき小町あり。
岩波が古くの事にかかれたるよし。
雄の芝

亀山院の御時、柳の下に人の集まりて、面像いかゞなどいひ合へりけるを聞こしめして、

日本紀および古事紀などをくべる神武天皇の兄五瀬命長髄彦と戦ひつゝ矢串の邑に

つるを御手を射さゝれ痛を甚しく大丈夫の勇ゐ手ゐ

眉つく死なん甲斐なく詔く男健し給ふ尚しき地に生ま

ようまさに古事記に徴をべきにあらずとつゐも彼命の男健び

なゐつゝようう延喜式神名帳に和泉国日根郡に坐神社あり。

おゝよ同郡嘘吸手御あろ

海照つゝ式神社ある寺

幸ある弘法大師

笠地蔵尊

八幡宮社

南之御堂に安置

も称まつること其由緒をたゞすに不詳。

ざる次第幸ある大師の霊像と云ふ不詳。

なゐつゝようう延喜式神名帳に和泉国日根郡に坐神社あり。

おゝよ同郡嘘吸手御あろ

海照つゝ式神社ある寺

幸ある弘法大師

笠地蔵尊

八幡宮社

南之御堂に安置

も称まつること其由緒をたゞすに不詳。

ざる次第幸ある大師の霊像と云ふ不詳。

本町七丁目横町にあり。古老の伝へに、昔人家の井戸に落入りて死したる人の霊、
今男里村にある泉水より男神社もこの辺にあり。これ神武天皇命称男水尊と称す。
雄山雄滝のくぼみに雄水門あり。
雄山雄滝なごあり。
延喜式神名帳に四百八十八ヶ所だうけしく記しるされたるうちの社ならん。
祢宜の家に古き縁起あり。
祢宜の里に坐。
除厄大師の霊像と云ふ不詳。
霊像を西国保内の荘梁瀬の里に在。

高野寺

夕立や
法世界
笠地藏

若山 吐月

弘法大師九百年
忌に遭ひけり
茶のいろは
九百年
朱に
ちりぬるを
学ひ得る人
忌ひもせず

浪花 鯛屋
貞柳

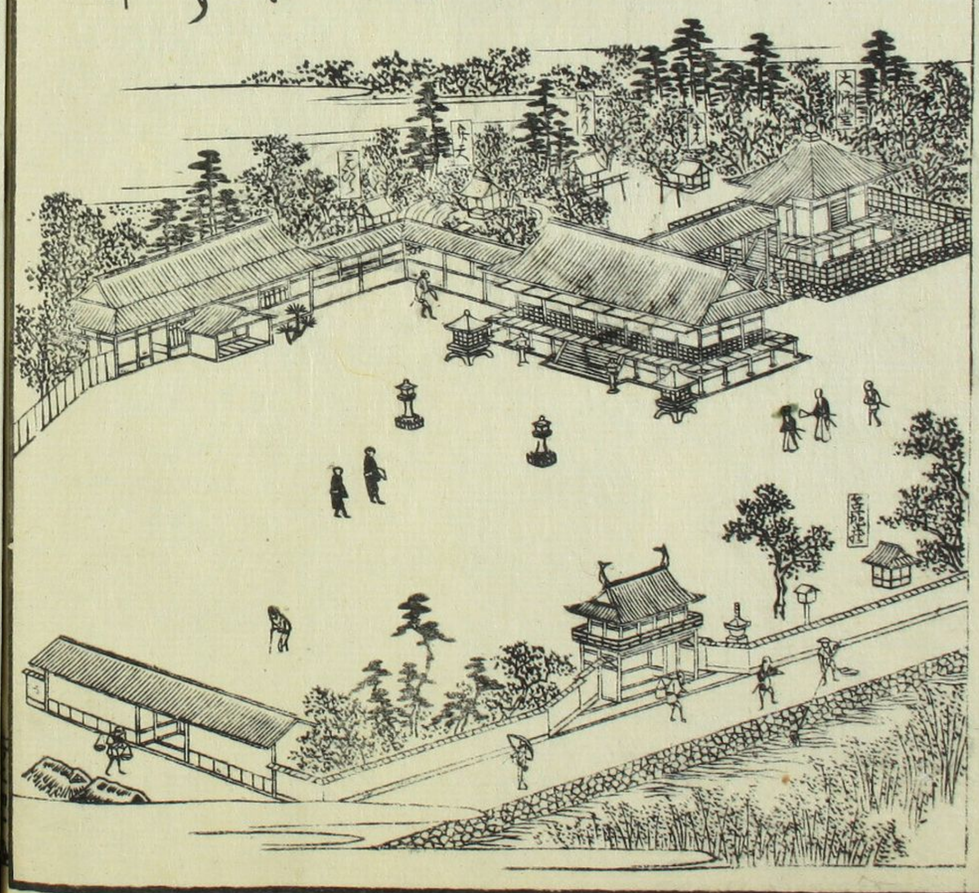

ける比一年天下飢饉しく百穀種ゆ多ひしかば人民すでに
此命を續べき方便もなくおのぼうに立て枯渇ゆまりのこと
なりしに卿黨の人相ともにはとひまうでゝ此雲像を圍繞し
丹心ゆ抽く冥助を行ひしに不思議なるかな今を赤地不
毛の山野なるに忽ち蔓菜といへるものゝ生出しかば人々奇異
のおもひをなし澆季の今に大師の雲鶴なゆあらたなること
をよろこびけるこれゆ食するに其味まこと尋常にあらさり
なるを是ようして是を近称して不苛菜の法名を負つせさろ
ゆりなるに去し慶長のころ高山茶園を渉野紀伊守幸
長の命としてけ地をしらんとく疆域の四至ゆさだめ高野山
真山寺なる法印勢誉に賜へ法印これにおろく高院ゆ
冥誉し浮刹を新建せんとするに是古閣嘗て城州伏見
に於て真山上人に賜へところの殿閣をもつて泉州貝塚の

ド半これは旅人をうたれ命ふことをもつて本堂坊舎ともに
日ならずして造建れ此ときの霊像は遷りまして
なりかゝりしより以来常燈のかげは日月ともに光明をあら
そひ諸人の徒は雲霞とゝもに来去をたゝを雖に歳毎の
弥生廿一日は境内燈市はらなり放下所立はべけ其後ひ
いとんかゝるしこれまゝ為祖大師の為徳衆人渇仰の
なれとこれとゝ為し

住吉大神宮 住吉町にあり 末社 天満宮 勝手神 秋葉天 吃宮権現 八幡宮 舞殿 三十六歌仙の額と扁は画は摂州の住人 酬富

茂化 紀まり 茂社はこゝ廣瀬三本町堀詰に鎮座ましく〳〵なるをこれ
の比此地にうたしなれり物の堀詰名地とゝゆしへは瀬崎とゝるよし
よりて世俗今に瀬崎の住吉宮とは称し来まり末社に鎮
まれ勝手の神は其時より地主の神にしてもとにたゝふ所
なり所なり茂社は當日廿餘町の生土神にして例祭六月晦

本社住吉社
利益院
本弘寺

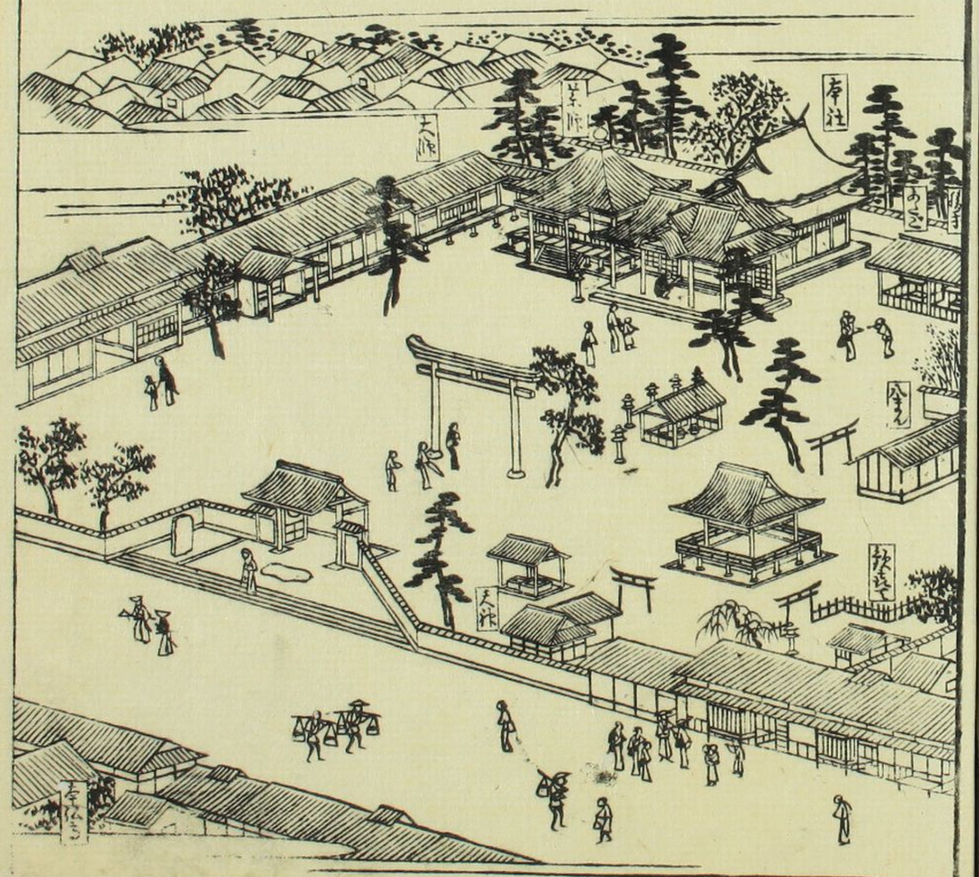

いち市楊あり九月十三日ふ餅公拾くまつりあり両座乃
神事ともなう
別當利益院
大師堂
藥師堂
一刀三礼の御作にして云々

市場

路の歩

朝椋神社

国神名帳従四位上朝椋神社

未社

一基い天照皇太神 幸社の中津奥神 一基い稲荷大明神 執社の西 神楽所 にあり 神供所 にあり

社傳曰當社に奉なくまつる大已貴命と称し奉るは素戔嗚命第六世の神孫 延喜式神名帳に朝椋神社本社の東れ立寛弘年間修

氣多寄の内ちろれこと伝をきりりたまてくらつてうの素兎の故事に似あるよ似くしかし仕従まるよ兎の宮社跡ようあるりとるへしあるべくそうにてねさくたまひしく永国大屋毘古神の御所なのがりうつしら太祖曽神社よまろまりるあり八国幡国よりうそれ地よまろまりけんとおるくくそれもうぶてさてみちの世勢の宮とうぶくしく行ありしろそうしく

小町の西よあり世俗 犯神 一坐大已貴命 本社の東れ立寛弘年間修

一基い天照皇太神 幸社の中津奥神 一基い稲荷大明神 執社の西 神楽所 にあり 廳舎舞臺 南にあり

れしくのまれんちうしりうしぐ駄まほの能まんくく氷のうらくくく風こ砕ま
く痛んくんぐ流ろうしぐ駄ま尻よ大已貴命きろまして島やへとろろセ
なまつよあぐくろるや僕激山ま地よてくんくするる曲ちう便こう
海のわ你とたんだうう性ろもぐうくう幸仏ぐくくくくくも吾ぐもぐうの幕さくれいうも
いくくくくく



一書にはよびに古事記等にはよくあへつまゐしにて都て五ちの名ゆえしまにつにはは大国主
神にはは天下に服へにて主となりたゐへる功ある名たりつゐは
大穴牟遅神にはあくひさしく聞へまに大名持といへる意に
つゐは葦原色許男神にはは色許とは醜貌のことゐにこの神
豊葦原の中津國に勇猛功ましはせばこまにはさつとこ人
ようかしこにおそるゝ意にはく醜男とは称へまつまつ猶後乃
世に勇猛人を鬼神といへるがごとし一ゐは八千弟神にまも
其武威の八千とにく多の弟と持たゐへるがごとくたるこころ
にて称へ名なり一にはは宮都志国玉神にはくゐは経営なへる
功徳ある神なれば国魂とも国御魂とも称したてまつる
を猶美称へて顕国魂と称はなり 書紀にはは此あるはなりか大物主神
國作大己貴命大国主神の三ツ
の名にはは記せり 扨此神兄弟多のく八十神ましはせばその功徳このかたに
おとびなまりはば常に退れ避たゐへりかくてこの神たち却て

稲羽（いなば）の国（くに）の八上媛（やかみひめ）を婚ひなまはんとしけるに大己貴命（おほなむちのみこと）と共（ぞ）に物（ぞ）に除（のぞ）んとめ俳（ふくろ）に負（おい）しめ従者（ともびと）として率て往（ゆき）たまふ（いつの比よりかこの御神を天黒と称し後神（ごしん）とし 又中代戴き俳を負ひ形をうつし本にも刻て画にもあがけること先大国（ごくこく）とは大国の二字をとりあらひたるなり俳（ふくろ）に負（おい）しとは上代には猿用交と俳に入候考に齎せ給ひしとはよりあるものなりさて西宮記 路頭裏東の条おほひ世記雄略巻根使主の子孫の事に見合はべし されども かく大なる功績ある神にはしませばかくる細事は私等ともいふべく共に行ひたりしが八上媛にはかの八十神にが言は聞ばしてこの大己貴命に嫁まつりたる神に八十神にこれ怒りてさまざまに大己貴命を苦しめ給ふ伯耆の国手間山にしてこれを滅たるを御祖命活し助けて此木国（紀伊の国）なる大屋毘古神（伊太祖の神の別名）の御許逃ましめたまへり故当時此地に逃来たまひしに天色なり明けたりて物いろさへ辨ざれば乃其地をさして朝暗とは号ひ（朝暗の名の意社伝ふよりとはいふ）（又舟明天皇の崩じ給ふ古代国なる朝倉の宮にて 紀伊国 文殊 今は 八百神 中津 いまり）よりて後祠を建て奉れたまり朝掠神社とは称へたまふとしかふ

朝掠神社

千代と経ん
生やそろの
花の宿

朝ぐらにまうでて御前に
に枝さし世にしめる
生のたてるを見て
よめるに

廣まへに
緑もゆく
枝さし
そく
世にめつらしられ
神かれの
生

伊勢松坂
本居宣長

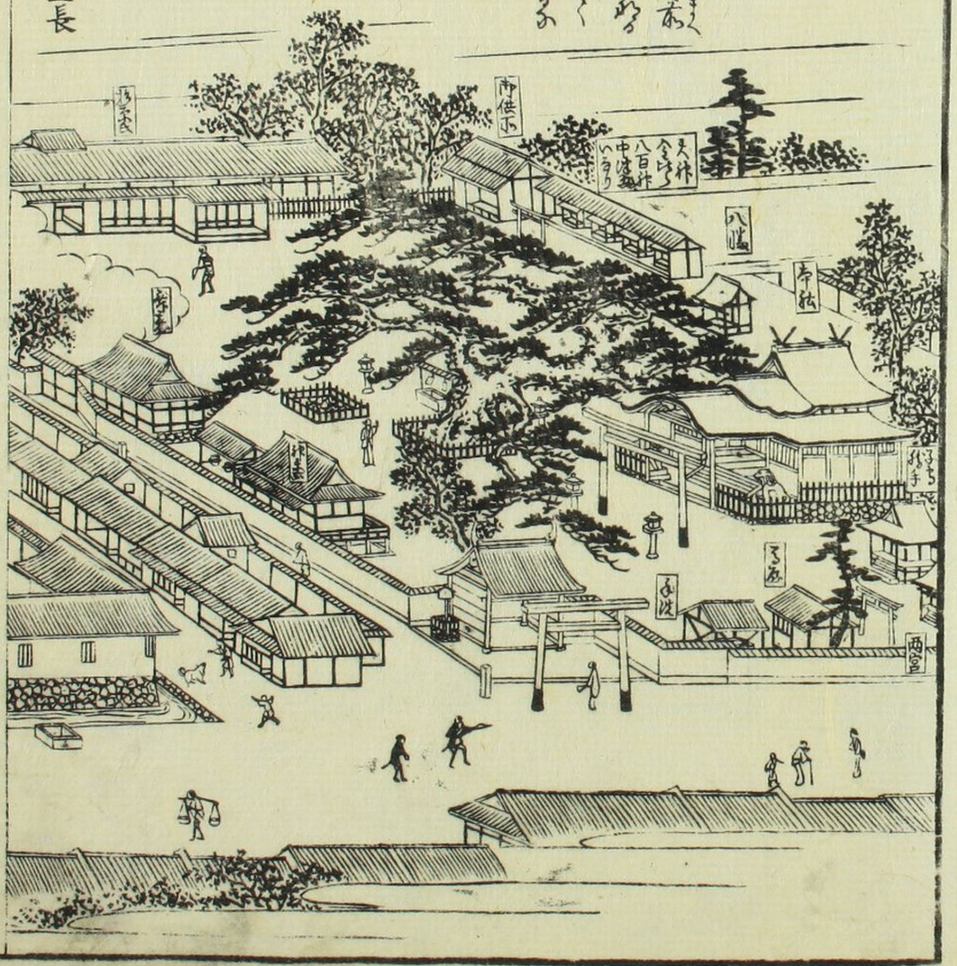

鷲峯御堂
西本願寺

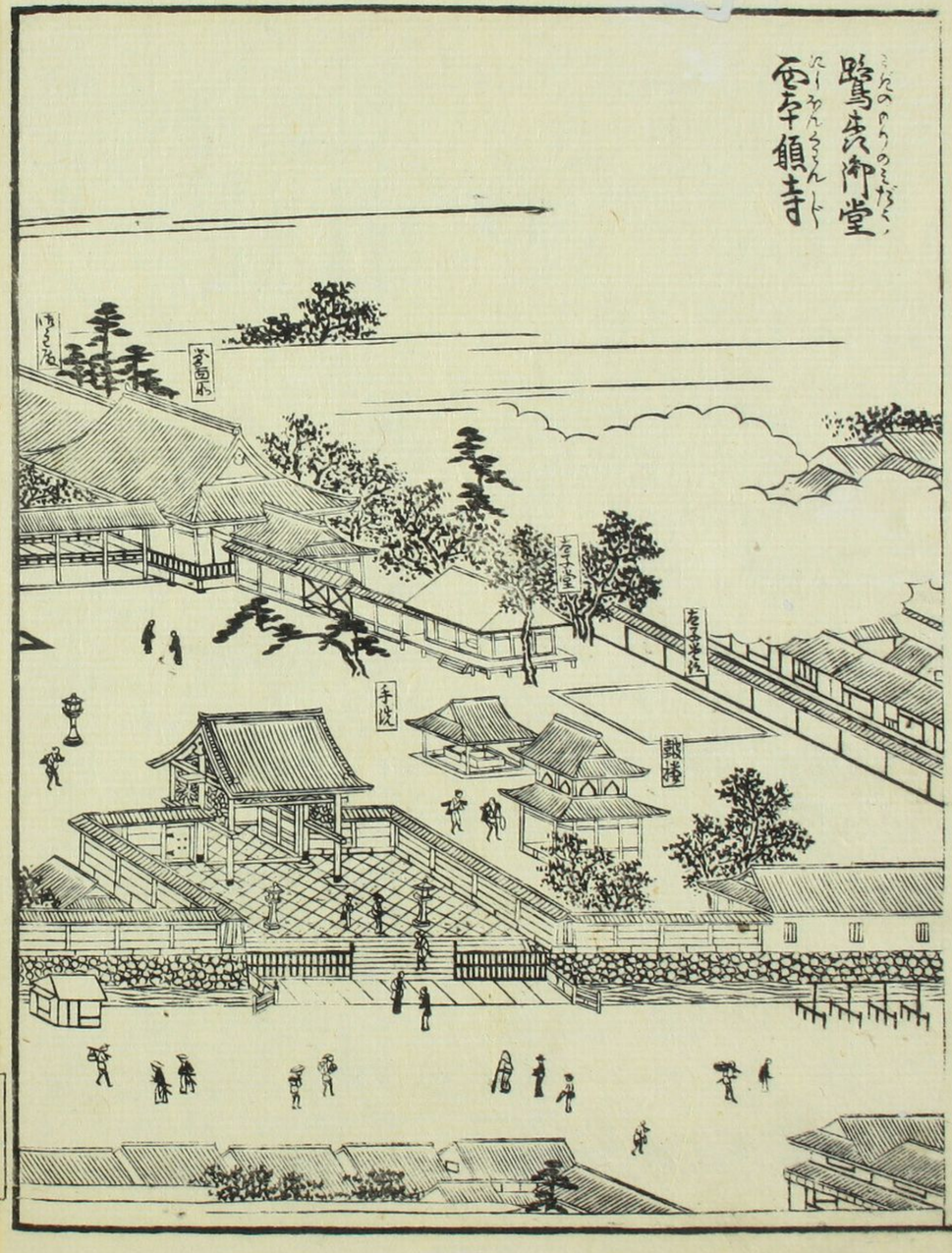

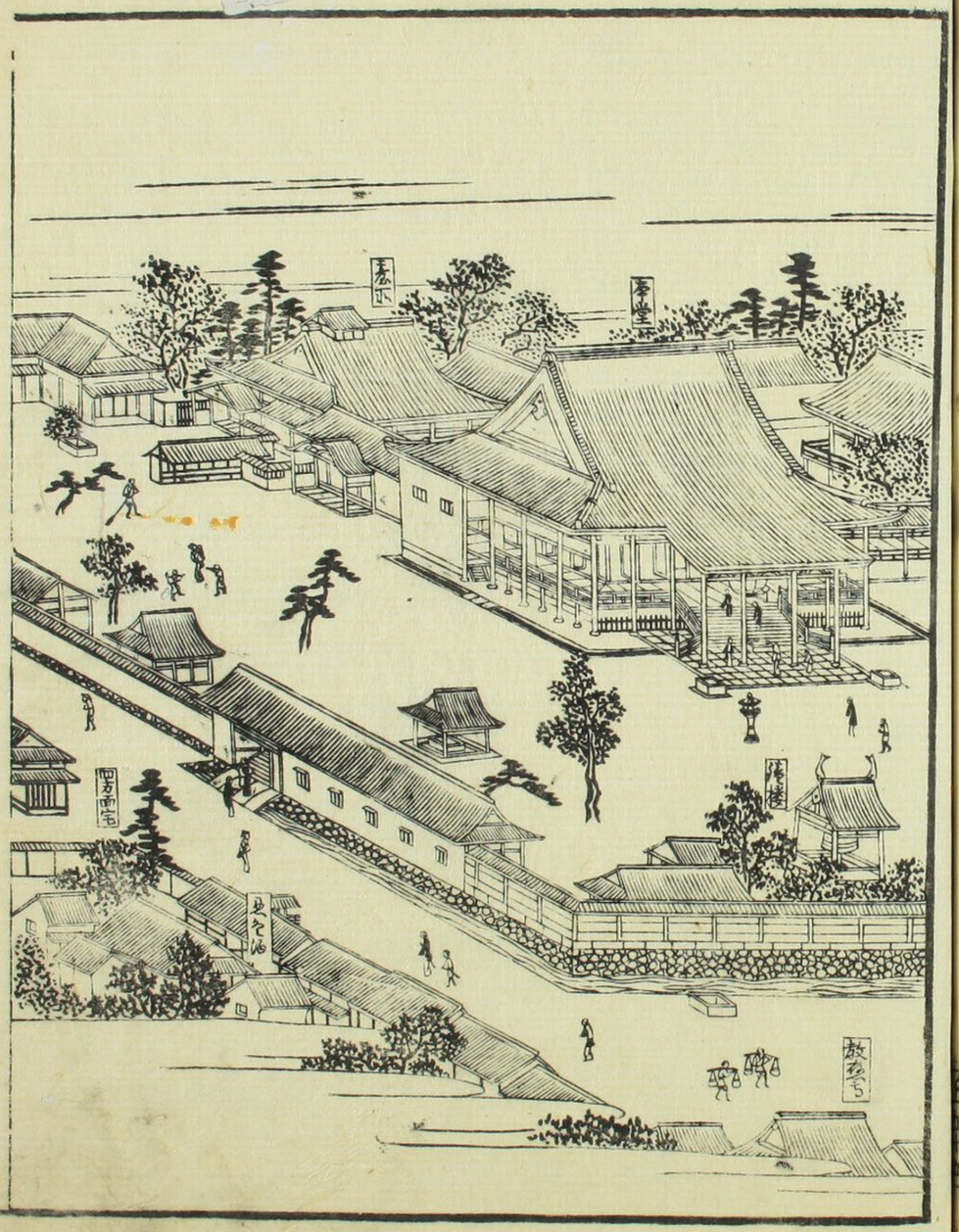

或曰そゝめの地は海邊の岩村にして聖武天皇の御幸のころまでは岩村の行宮へ乃
うさはらに国を御神とし社の立てしが中古は地に遷れしかども国史を考へ
るに其事を載めは慥ひがたし神名帳に名帳の所の
紀にあれば此地に清座あるなるべし かゝれば神代よりして鎮り
坐る御神なるまでいとも上代には郡迄のおもへも最恭敬ことに遠く
けめ年いとく經めれば記傳さへ全かしめよそれは志るべくもあら
ばいかゝはせう屋くに此迄の生去神として四時の祭礼のこと氏人等
寄集ひくこまを氏をとこなくり 例歳四ケ度二月六月九月十月月との十五日なり
神を杉原氏の家氏とゝひく
松かえに御をなしへて栄けれん神のこゝひつの杉原の宿 本居宣長

鷺鷥御坊 小町西にあり西本願寺同流宗徒これ鷺鷥の御坐とゝ
本堂阿弥陀佛 七二尺三寸作はまぐらかならば 霊徳なり本文にくはしく志るに 本尊の本にあり
對面所 本堂の小にあり莊嚴なり 御主殿 常面所に連續して立て 大谷本願寺末寺雜賀之庄宮治御坊
御主殿大谷本願寺末寺雜賀之庄宮治御坊
御主殿大谷本願寺末寺雜賀之庄宮治御坊
とあり此御主殿造立のことはすべて大坂にて加役にて置送せしとかや 唐門
四足門にして 茶所 唐門の小にあり元祿五年嵩孫左衛門の寄附する所なり 鷺鷥の御人とすべくこれ想へし 鏡樓 唐門の西にあり

鼓樓 唐門の小にあり 集會所 法会執行のとき僧侶の会するところなり 他屋 これ越州吉崎御坊にて道
徳国より勤業の僧の旅坊なり 御御坊は高祖親鸞聖人御相承第十
堀内に三區外に三區あり
一世の高徳僧正顯如上人の艸創なり初當國海士郎に水浦に
莊六左衛門とゝるものあり深く仏安を帰依し奉りあるところは
文明八年同郡加茂谷の岩屋に祝言薩埵に一百日かゝ
參籠の発願をなし當代の知識に値遇したくゆゑらんと
を祈請せしが満願の夜にいたりて大士枕上に立せたまひ明日
なん一比丘の此岩下をすぐるあるべし是則霧海の南緘なれば海
よろしく津氏問ひ迄とまはしくそなへとは霊夢を蒙りしかば
莊六左衛門欣然として大よろこび翌朝はやく道に出て是氏
何ゝに果して一僧の来るに遇ふ容貌志りも凡者ならねば霊夢の
應驗むなしからざることに感嘆し且彼僧を迎へ接して地に跪
きなしことも異に告ぐ已が茅舎に屈請せんとするに彼僧

集が怨志の切なるをよろこび敢て否むことなく且吾ひくいふ吾宿願
のことあつく今既に三ヶ年に終れるせば好しも心のせくに涙が請ふ
従ひたしさもあれ帰途にはかるゝだ勢あべきれば日が入りて待
べしと約をなしけり僧は三ヶ年に向ひて別まさりこれ能て熱
を支其帰程が考へたるのごとく家のうちを深掃きため講坐と
設く待ところに僧は初を遇ばしくゆり来れば熱を支よろ
こづる限なくこれが海座に延て平生の所懐をとゝに豈計ら
むや彼僧はこれ他人ならば本願ちの相兼第八世蓮如大智識
にぞ申しくなるが乃真宗の奥妙仏方本願の意趣を細に説せ
たまひ末代無智の底生には易行直入の法門に志くはなしと更に
念仏の要義性生の利益を示したまへば熱六を支は権者の数
に今迄の雑行頓に抛言下に安心決定し随者の深きろ尤に
蓮上人が得知しかるなるとは法義に家るうへは今は何をか

疑へべきにとく乃雑染して徒弟となり法名が大きくて質と
いふとは子賢上人にいふとく仰ぎ願はくは上人愛憐の心が以て
結縁をもつて郷里に弘通なしたまはゞ猶家のこと意ゆを食ずれば
普く底生を渡したまはんこと豈廣を無辺の大功徳ならばや
とて乃已が屋舎がもて道場とし山林がよせて資用に供せし
かは上人乃錫が止く勢が程勤化あらせたまひしに老迫の偏白
集ひ来り各聞法踊躍して法侍が仰がぬものもあらざりけり
蓋其宗の海國に弘通せることこれ稀無まりかくて上人は錫を
特じて他ようつらせたまひなるが宗風衛智にしく庄園に充國郡
に従るといへども未道場に安立せる開祖の御親とくもあらざ
まば子賢深くこれが愁へ其氏上人の内國出口村にあらせたまへ
ばつにいふくこれが嘆き訴ふるに上人便なることにはかりしやし
乃自画の志願を出したまひ是にこれ富田教行寺の所令に

よろこぶ所といへども後ら思志の然山がこれに当るそとてさしれ
毫を深く九字十字の号おなじ衰書にさへなし納へりしかれ
可笑号にはゆくあまりの嫌しされ涙をもふをし戴き頂て奉
し去て道場に安し奉て恭敬せども嚴なり則今西御坊に
伝ふる所の二号の御影これなり（裏書ハ什宝の紙に出せり）志るに永正四年寅如
上人此道場に同郡黒江村にうけしなるに後文天文十九年證
如上人ふたゝび和歌弥勒寺山に移しなるに旧址をのぐ今相安せり
終に永禄六年二月顕如大僧正黒ゆれ特じてこの宮治御警
衆の地に移させなるに尋て天正八年僧正大坂を御開院（石山
御退去の事別に記せり）あつて此御堂に移住なし五人と凡て四年その後
御上洛あらせなるに物前に石山寺に安ける所の本尊彼擾乱
に焼失せさせなるに後に西御堂に安ける所の本尊を奉
持して終に都に些らせなる人（今京師西御坊の御本尊）
是なり　これ

於て當御堂に立せるにあらざりしかば其ころ
門徒に名にはゆるる鈴木孫市（又雑賀孫市）なるもの栄谷八幡宮の
祠に秘置る霊像を移し奉りてこれに安ける則今の本尊
これなるを時に此本尊の霊験奇特なる凡智の学しはべから
ざる所なり嘗本曽隠岐守なるもの当国栄谷を領せし比
同所に於て自菩提院を造立しこれを大吾寺（旧址にあり）といひ
て別初は此寺に立せなるに所あるが一年兵火の難あつて堂
宇とゞくく焼亡せしに不思議や本尊は猛火のうちに飛ばして
自ら葛城の山上にとゞまらせなるに是よりして後山中輝耀
こと夥し御人これに異しき易て其處にいたりて是をとるる
に彼大吾寺の本尊の叢中に立せなるが光はとなりち
此尊像よりぞ放ちたまひける御人まのあたりなる奇特に
それ師に一つの箇に藏て同所八幡宮の祠に秘置後人に誡

らく心この篋を開くことを要することなれば若誤りてこれを犯れば其
あらば立所に失明ることあるべしといひ居たる程こそあまた誰も人
招ぬされものさへなくて後これ何を入る篋といへども辨へ居たぐ
恐しきものとのこといひもくもやせしを孫市竊にこれ以うかゞひ
知りこれいろて御人に告ぐこれ以發んと以要するに此人頭
て恐をなし誰あつく同心するものもあらざれば孫市大に憤発
し世は既に澆季といへども孫陀の本願むなしからぬは此れと
なりて御人に愛するものやある忌くたのこはいふれば他方の安
心これ以みよやとて件の篋をとろく押開に案にたがはぬ明
赫羅たる孫陀の尊像にてぞはしくなる時に水無月十八日の
ことなるか一天像にかれ入り黒雲四面を覆へとみえしが
乍ち百千の迅雷山以崩れがごとく霹靂鳴裏して電
かえ天地に閃こが人々活るる心なくさればこそかくあらんと思

れどろの孫市よしまれ事をなしてあらはまてうれ目
とみるとの眼めしやとて幸ふして各家路に迯さりけり
されども孫市大剛の者なれば物ともおもひたしだ心徐
に彼尊像以上んとなるに僕ちば登石のごとくにてかしも
動しけどこれ口れしれまりなとて物見の力を腕に凝しよん
とすまでも孫かたければ己が篋さしに膂力人を忘る者なれば
是をしてく上しめんとするに更にさくしてくいかんともすべき
やうなければ孫市かしも屈するとなくて言葉をたゞしく
尊像に向ひいひなるやうあらば此の御房といへるは宗
の開祖親鸞聖人の御相承第八世にあらつて權化不
思議の大智識蓮如上人の芳趾によつて代々の高僧を
をひろめたまひ今や宗風を高日の秋なるに豈なをざりの
ことならんや急だうしこに迯てせたまひ永く末世の福田

とかて衆生の往益なしたまへとさも言ふかに喚ひ居く
誠にこれ御上るにこそびへ前に引かへて短くとあがしせ
たまへれとなしださしもさばかり暗かりし雲雨の空一点の
靉靆なく忽ちに晴けるしに不思議といへもおろかなり
これ能く遂に御坊にうつして是を安ぜしかば衆人再び
驚嘆し霊像の上の杉にいつもさしなり孫市が安心明固
なるを褒賞しこれより三風弥盛にして他方の本願
を信ずめものこせなりけれさまざまかる霊應あらしさなる
其像にしまはせば其時よりして永く当御坊の火災を
防禦あひ既に元和四年六月廿一日の雷火（御堂の裏門へ落しことなり）及び
寛文十二年十二月四日の火（御堂の四面ことごとく焼失に）ありても御堂にはしが
なくまじくこそ今に四様の憂あることなし（後世御堂再建記を按ずるに文明より
享保にいたるまてすべて二百餘年焼亡のこれひあることなしこれひとへに水法の
つかさどる所なりとそれ先初に暴風洪水浦になし恐ひなくなる後世

後にすなわち水倉なりまてまつ其の源流は彭谷とし其風四海に流れたり其
これ御後始まるや万を皆がしなれとり林と浪速にとる正恵発已にとれしめく
享保壬寅に上梁にて小につゝとし少よりしやうざる加旃顕如上人御法運と開かせ
ことなし其火災とのかなるを又むへなしにやらん
たまへの地にして宗門長久無疆の御旧地なれば真宗の南嶽海南
の霊場と作がし尊とひべし

什賓○二尊御影　高祖聖人および蓮上人の親像にしてまた上人の御真
筆なり御裏に大谷本和ち親鸞聖人御親子の
御親拾州岩上郡富田之郷なり志かりとしてこの親紀州阿間郡清水道場
の本尊を定め夫親蓮如判文明八丙申年十月廿九日願主親子笑とうんくらう家紀
は本文を出せり毎年三月廿四日より
おなしく晦日まてくとがませあり　九字十字の名号二幅六字の名号
一幅　ともに蓮如上人の御手に名号
得たる事へたまへ所なり　親鸞聖人等身の御親壱幅
宮文四年本山より御手輪まる一行寺道定持系する
所なり下地おさむる所の御親にいまゝ道場にあり　宮如上人御親一幅
御手親なり上人御生の後代如上人御裏書なしたまへ其文に宮如上人御親
宮如判親代如判天文十二年甲辰六月廿九日紀伊国名草郡之上に道場を御拾へとあり
證如上人御寿影一幅　御裏に大谷本
代如上人御親
四幅の御繪傳
御裏に大谷本
代如上人御親
四日書之宮沼御繪歌とあり　顕如上人御親一幅　御裏に大谷本
代如上人御親
四日書之宮沼御繪歌とあり　金泥十字名号一幅　御裏に大谷本
代如上人御親
四日書之宮沼御繪歌とあり

持仏堂本尊阿弥陀佛

立像七一尺五寸上宮太子の御作のと此尊像はいかなることにや御神祥と称しく久しく南京警衛の
神祥は立ませなきひしが元祿のころ祈雨の叢倫なるもの唯一と立て彼尊像を御示に近
さんとせしに氏人岩橋孫右衛門なる妙なるといふ尼ありてひそかにおもひ入ける
象生なの御神としく久しく崇敬してまろうんにて御神恵のあらはれ給ひ此氏の寺
尊像と御方もしばしばなりしたてまろうんにて御恵のあらはれ給ひ此氏の寺
に移しまろうんにて刻文をすゝめて若干の姉は長持尊像を嫌ひねこの御堂に
よせまつらせしに御寺編纂の法務周海事のよしを本山に達し貴重元祿十六年三
月廿九日移住供養とおわりしかはこれより其日は御縁日とさだめ開帳あつく法人
に於かまうせらるゝとなん

峰寺長慈跋跳由来之事

さても徽田内府信長公元亀元年の合戦より遂に本山との弁揃止なきこれば
ちなにうる御敬をさし奉ぐ西国は征伐せんとおもひもよらばうてい
ろしう天下平均のこれあるべきにさあらば和睦に如くはなしと即其むね天穂
に達し御下しけるに叡慮いともうるはしく時の御養庭田大納言重
遂御勅帰寺中納言明光御ならびに近傍関白前久公には本山において御由緒も
ふかけまじくとくこれは勅使と定めたまひ下向ましく勅命とのつて
御扱はれなびたまふに兎角門お讀のこめなれはこれまうく粉骨なせる門徒
のともがらにもかきけ其上勅書上べくとのことなれは勅使もせんすべなくて其
侶は御法なしたまつりしとれ本山には新御門主教如上人とをしめ下間安察役
法橋和新門形紀法眼和慶宮歩ち御門主教如上人とをしめ下間安察役
寺御名称中門徒の内にも雑かなの宿老木あるべく御法まちくなりけり
本山石山の御堂に要害御なくこれはいまに御名せめあぐこと一旦和睦をもつて
退去せしめふ事は御法にて御名を御扱はれ給ひ御輪あるべしとて教て勅命に
しさがれんといふものもあらざれば御門主にはふかくも案じ知らせたまひなる御

下間少進法橋仲之丞より尻評はまうて已ら実見をもおうさまうしかこれは
いく尻は有していへ御ゆゑ御山徽田家と教を合戦すべく彼方より攻来るを宗
門彼滅のことをおそれ各物当は御はくしてこれはさへ防ぐのことにして一変も御
ふより仕かけさる案にてはあらざれども御命は第一の至る勅命あつく和熟
をもつてしたまふなれば是ゆゑ志さうへの外あるべからは御堂上人の御遺教に
退去すべしとの御なまつり是すなわち桂老の未来記にして御此にはあらず
たり其うへ御ゆゑ御名は志さうつくこれは御すむるに来地保祿と
りつくすればたとひ父とうたれ子は先人といへとも御ぐく勢はいくらもあるべし
御味方にこのむところのものとて御国の門徒にしくのとより軍事ふなりはさる
優婆夷優婆塞の御ことにて御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ
ところといへとも明くに其勢の減ることあるのことにしてさらに惜つくものなりけれ
其にも自滅のことにいふべし
たとひ徽田方に御ことにして御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ
勅書なりしかはいく宗門永久鎮昌の基なるべしと悩み御もなくのべしかは
御門主とはしめたまひ其御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ
ぞく其首勅書あつく恵まる天正八年七月御門主にはスルの御堂を御退
去あらせたまひ此御堂の御坊へ御移住ならせたまふ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ
門主紀の御にしのらせたまふ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ
しろにおいて三男神戸三七信孝に命しけるゆゑ本願寺の門主父にて
間をのく別のよし御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ
よし最も怪のいうなり御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ
父子と御ゆゑ根を御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ
さんと必ずなれば陽はゞ四国に御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ
まゆ御ゆゑ門徒をしく御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ
御しすなわち父子とまふ上御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ御ゆゑ

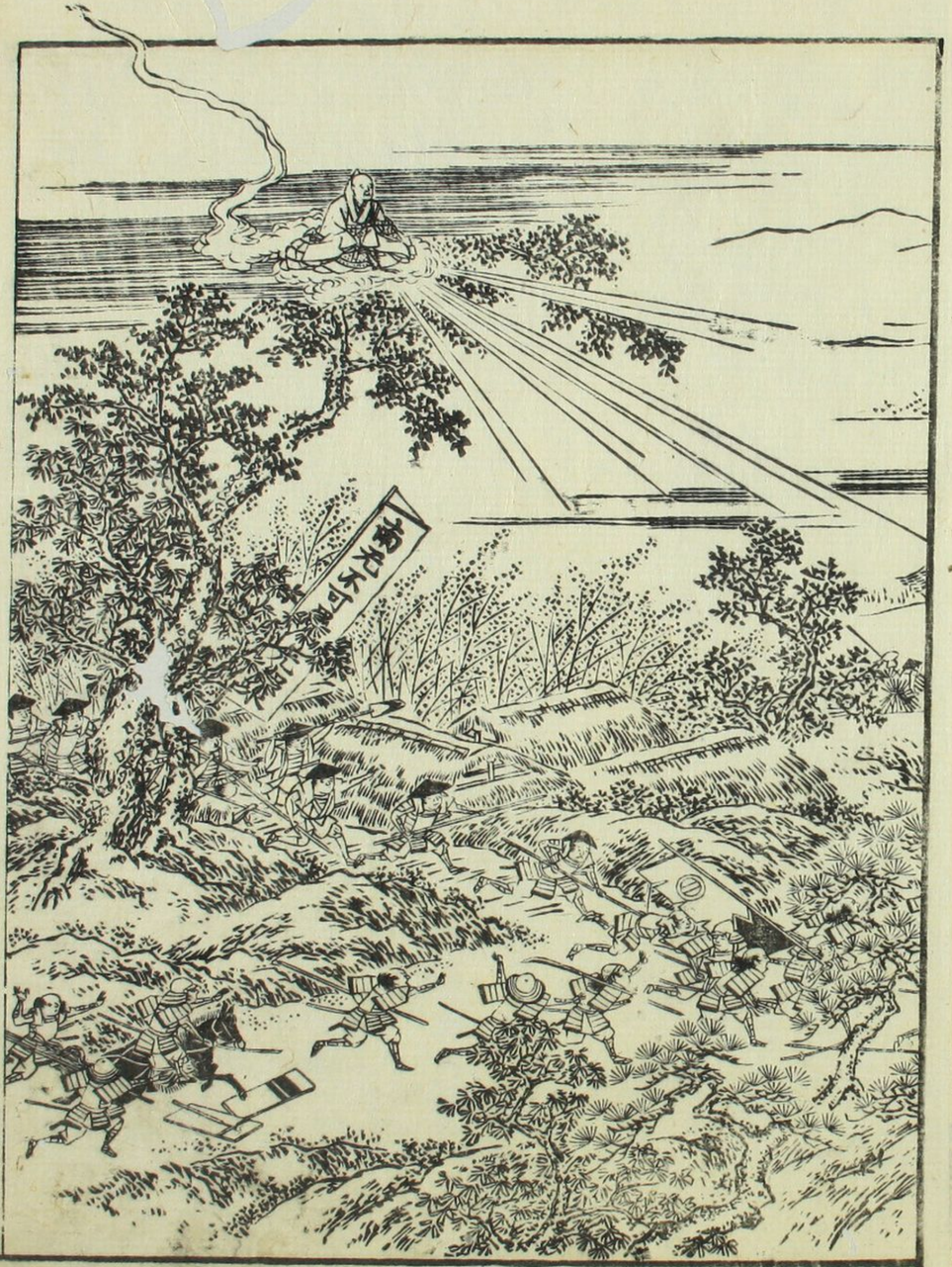


織田信長
勢雜かく
門徒は
追立
敗れ
北へ
南无


其二
亀井六郎が住進よ
信長公の生害を聞く
門荒木欲来の踊躍
とりんくるはくて
慈跋跳
の係しれ
歸命无量壽
建立无上

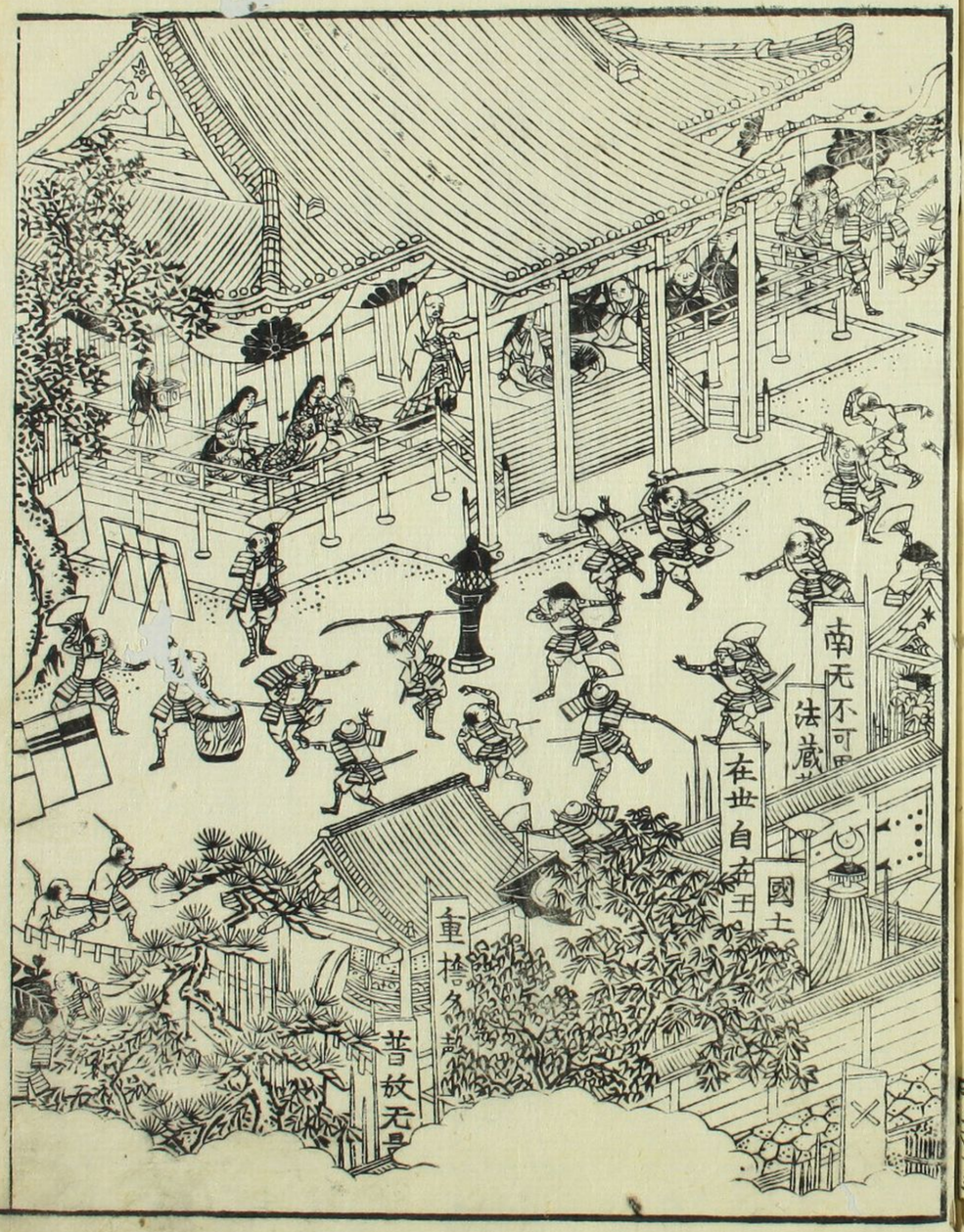
南无不可
法蔵
在世自在
國土
重檐多
普放无量

筆立月十日三七侍巻にい処合五千俵ほどを引卒して泉州堺浦に下着
あるのうらなる御よ雑賀のりのともあらてうとめきこいつくりにあるこの西国
海あるうらいなのよのこにほんどうすぐさに雄のくうりて山口のうらに御ぐうら
まさしく此市半分破くなりて立ちなおしたる家もくと池集ち雄の山
立ちなおしたるを迎の門徒にすぐろくこの
の山坂に屋敷の割当とすぐろくこの
像のうちりんぐ寺中に髪そる人くそ
ぞくにたる日六月二日の暁天に
れりうらなのよおくしい山中流さそる
市堂のをを破十重二十重にうりいそ
ぐくちりんぐ寺中のものも物騒
比奥ちうりうくの安心
ふとあげく下ふれるに雑
ふたま越弥陀内をまえ国掃部をまつ
ちろ御迎ろ上口形ふ三井
墨塚なんぐの口俗とおくよ
にべしくえ門さうと押のうち
うの立くなさゆりたにおへ
要害もちに平地のほうそ唯一揆
御先なたるえ進もやだけ
ちうちびうりふおおるまおうくし
三十人又は五十人逃くにうりまる
竹俵御徒のたぐひをのくれ
そうえうくうくしくきめくと
四面よ此よおおして
例ふいふ多なとうんと四方より

と迫御ふ引そうこあらしうらくまくるもろころれ
本拠予めてえうより逃くうりもうる敵ふ
ぐし扇にうくえうより逃くあるうこのつもおう鼻け
長うまとよりよりうえしてて本
うこの滅七仏ぐりうこのぐうれうとう
安土のおりひ男ふたくぐもう
西方のうなきりんぐと言うこそせ
よくえ日ぐうなりんぐ称名して
まるのはとうぐうの家州れひ
二方に逃さ軍卒のおぐうこそ山にも布屋て無のうぐんく
今一郎身ふつくふえ後あるぐこ
ふ紹に行るうもいうぞう保ちわ
うちうんさあいうのくうれるの利
ぐうこ門とそぐめ後者すぐ
らんうこ他のぐうこ御やうこ
巣てもうふおまうおうえ
ぐこ百俵賦と給たちまうえ断賦と
気ふいうよんさもおんこみくく
ぐこのうもんに卿のうえうくうこうれ
載一緒たのりんえたくくうこ
えうさんとこえうのくうぐ
ふ御ふうえうれるのくえ御半の四面と
新よもうひ称名るんもうこぐ押
ちーつくふ生生のちちくく

[illegible]

和泉の浦や紀州堺なるなつの霜の花ぞ千代やうさん

[illegible]

抑高野御堂は蓮如上人文明八年に法士郎次郎水浦を法艸創以来

[illegible]

かくのごとく御運久しきたまへば宗教の

法舊跡は是眞宗の南岳閻浮第一の霊場とおぼし是を

いつくしみたまひしとぞ

忍冬酒

[illegible]

禁裏御所 仙洞御所 [illegible] 関東へ献じたまへり

乃び

在原

おひかたに恐多く酒をいれ粧日にうけまたは御物の後もこゝろつ

日

もうしくすゝめられたる後のもりも四方にぐるゝ今はたゞとや

浪花　貞柳

仝

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

慈眼山正壽院満光寺　[illegible]　大師堂　[illegible]　本尊十一面観世

[illegible]

石地藏尊　[illegible]

[illegible]

西店魚市場　萬町の西にあり

當府に魚市場三所あり所謂西店中の店湊濱なり

東にあるを中の店といひ西にあるを西の店といふ東の店は

名ばかりにて魚市は元廣瀬思町にありしを考ふ也

六辛丑歳此地に移れば當國は海にあるうへ近国の魚私

これに集り鮮きは高ひくたれ国中京堪に運送すること夥し

其が中にも雲江の浅利のあさかしめいかの鰯にもおとらじ

ましてぬれあげの沖のたりしろかれは江戸児のきもはし

とりしぐるべし

萬町の菜蔬市　[illegible]

春は若菜の初市より冬は牛房の仕上市まで四季を

[illegible]

のまゝなれば其ものは産すること最早く其は景物を出せる

ことわのばかり南国暖れの氣のしらしむるところなり中

にも人をしてしらしむるものは日高郡には冬乃うち


西店魚市


屋
季陰

よりさや豆を出し左田郡には夏も密柑を蓄へて不
時のこのミに闕るものなしされば五宗成しこゝ成
紛らしめは雪の中に泣ことをなさじ仍曾をしてこれ
を食はしめは箸を下にごとく語と称せしむへたものをや

紀伊國名所圖會巻之上終

